

官報

号外 昭和四十六年四月二十八日

○第六十五回 衆議院會議録 第二十五号

昭和四十六年四月二十八日(水曜日)

議事日程 第二十一号

昭和四十六年四月二十八日

午後二時開議

第一 沖繩における免許試験及び免許資格の特
例に関する暫定措置法の一部を改正する法律
案(内閣提出、参議院送付)

第二 許可、認可等の整理に関する法律案(内
閣提出)

○本日の會議に付した案件

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案(内
閣提出、参議院回付)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣提
出、参議院回付)

日程第一 沖繩における免許試験及び免許資格
の特例に関する暫定措置法の一部を改正する
法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 許可、認可等の整理に関する法律案
(内閣提出)

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

特定工場における公害防止組織の整備に関する
法律案(内閣提出)

有線テレビジョン放送法案(内閣提出)の趣旨説
明及び質疑

寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号

に關する法律案(辻原弘市君外十名提出)の趣
旨説明

午後二時四分開議

○議長(船田中君) これより會議を開きます。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案

(内閣提出、参議院回付)

運輸省設置法の一部を改正する法律案(内閣
提出、参議院回付)

○議長(船田中君) おはかりいたします。

参議院から、内閣提出、文化功勞者年金法の一
部を改正する法律案、及び運輸省設置法の一部を
改正する法律案が回付されました。この際、議事
日程に追加して、右両回付案を一括して議題とし
るに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、日程は追加せられました。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案の参
議院回付案、運輸省設置法の一部を改正する法律
案の参議院回付案、右両案を一括して議題といた
します。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院にお
いて修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十六年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中蔵

附則

この法律は、公布の日昭和四十六年四月一日から施行
する。昭和四十六年四月一日から運用する。

2 この法律による改正前の文化功勞者年金法の規定に基づいて
昭和四十六会計年度分として支払われた年金は、この法律によ

る改正後の文化功勞者年金法の規定による同会計年度分の年金
の内払とみなす。

運輸省設置法の一部を改正する法律案

右の貴院から送付された内閣提出案は本院にお
いて修正議決した。

よつて国会法第八十三条により回付する。

昭和四十六年四月二十八日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中蔵

附則

この法律は、公布の日昭和四十六年四月一日から施行す
る。ただし、第五十五条の八第一項の改正規定
は、公布の日から施行する。

○議長(船田中君) 両案を一括して採決いたしま
す。

両案の参議院の修正に同意するに御異議ありま
せんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつ
て、両案とも参議院の修正に同意するに決しまし
た。

日程第一 沖繩における免許試験及び免許資
格の特例に関する暫定措置法の一部を改正
する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(船田中君) 日程第一、沖繩における免許
試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一
部を改正する法律案を議題といたします。

文化功勞者年金法の一部を改正する法律案(参議院回付)外一案 沖繩における免許試験及び免許資格の特例に關す
る暫定措置法の一部を改正する法律案

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案 許可、認可等の整理に関する法律案 七八八

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十六年三月二十四日

参議院議長 重宗 雄三

衆議院議長 船田 中殿

沖繩における免許試験及び免許資格の特例

沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案
沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号)の一部を次のように改正する。

目次中「及び税理士法に関する特例(第八条・第九条)」を「税理士法及び通関業法に関する特例(第八条・第九条の二)」に改める。

第三章第二節の節名中「及び税理士法」を「税理士法及び通関業法」に改め、同節中第九条の次に次の一条を加える。

(通関業法に関する特例)

第九条の二 沖繩の税関貨物取扱人に関する法令の規定による税関貨物取扱人となる資格を有する者で、大蔵省令で定める講習の課程を終了したものは、通関業法(昭和四十二年法律第二百二十二号)第二十三条第一項に規定する通関士試験に合格した者とみなす。

2 通関業法第二十四条の規定の適用については、沖繩の税関貨物取扱人の通関に関する業務又は沖繩の行政機関における本土の関税に相当する税その他通関に関する事務で政令で定めるものは、同条第一号に規定する通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務で政令で定めるものとみなし、沖繩の税関

貨物取扱人の通関に関する業務又は沖繩の行政機関における通関事務で政令で定めるものは、同条第二号に規定する通関業者の通関業務又は官庁における通関事務で政令で定めるものとみなす。

第二十五条中「合格した者」を「合格した者(それぞれ選考により当該法令の規定による測量士又は測量士補の免許を受けることが認められた者を含む。)」に改める。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。沖繩及び北方問題に関する特別委員長池田清志君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔池田清志君登壇〕

○池田清志君 たいま議題となりました沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案につきまして、沖繩及び北方問題に関する特別委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

御承知のとおり、本土と沖繩の一体化施策の一環として、第六十一回国会において、沖繩における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法が制定されたのであります。が、本案は、その際措置しなかった免許資格のうち、沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者及び選考により沖繩の測量士または測量士補の免許を受けることが認められた者に、それぞれ本邦の免許資格を付与するための措置等を講じようとするものであります。

す。

本案は、去る三月二十四日本特別委員会に付託され、同月二十五日山中総務長官より提案理由の説明を聴取した後、慎重に審査を行ない、四月二十二日質疑を終了し、昨二十七日、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 許可、認可等の整理に関する法律案(内閣提出)

○議長(船田中君) 日程第二、許可、認可等の整理に関する法律案を議題といたします。

許可、認可等の整理に関する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年三月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作

許可、認可等の整理に関する法律

目次

- 第一章 総理府関係(第一条―第四条)
- 第二章 大蔵省関係(第五条―第十二条)
- 第三章 文部省関係(第十三条―第十四条)
- 第四章 通商産業省関係(第十五条―第十七条)
- 第五章 運輸省関係(第十八条―第二十八条)
- 第六章 郵政省関係(第二十九条)
- 第七章 建設省関係(第三十条)

附則

第一章 総理府関係
(理化学研究所法の一部改正)

第一条 理化学研究所法(昭和三十三年法律第八十号)の一部を次のように改正する。

第三十八条中「承認」の下に「第十六条ただし書の承認を除く。」を加える。

(新技術開発事業団法の一部改正)

第二条 新技術開発事業団法(昭和三十六年法律第八十二号)の一部を次のように改正する。

第四十六条第一項中「承認」の下に「第十六条ただし書の承認を除く。」を加える。

(核原料物質開発促進臨時措置法の一部改正)

第三条 核原料物質開発促進臨時措置法(昭和三十一年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

第四十六条を次のように改める。

第四十六条 削除

(日本原子力研究所法の一部改正)

第四条 日本原子力研究所法(昭和三十一年法律第九十二号)の一部を次のように改正する。

第十九条第二項中「原子力委員会の意見をきいて、内閣総理大臣が」を「理事長が内閣総理大臣の認可を受けて」に改める。

第二十三条中「受けて」の下に「定める基準に従つて」を加える。

第二章 大蔵省関係

(会計法の一部改正)

第五条 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第四条の二第四項中「歳入徴収官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「前四項」を「前三項」に、「代理せしめ又は分掌せしめる」を「又は分掌させる」に改め、同条第六項中「第三項の規定により歳入徴収官の事務を代理する職員は、これを代理歳入徴収官といふ」を「第四項」を「第三項」に、「これを分任歳入徴収官を」を「分任歳入徴収官」に改め、同条第三項を削る。

第十三条第四項中「支出負担行為担当官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四條の二第五項」を「第四條の二第四項」に、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により支出負担行為担当官の事務を代理する職員は、これを代理支出負担行為担当官といふ」を「第四項」を「第三項」に、「これを分任支出負担行為担当官を」を「分任支出負担行為担当官」に改め、同条第三項を削る。

第十三条の二第一項前段中「なす」を「する」に、「第二十四條第三項」を「第二十四條第四項」に改め、同項後段中「第二十四條第三項」を「同項」に改める。

第十三条の三第四項中「第四條の二第五項」を「第四條の二第四項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条第三項を削る。

第一項又は第二項の規定により支出負担行為の認証を行なう職員は、支出負担行為認証官といふ。

第二十四條第四項中「第四條の二第五項」を

「第四條の二第四項」に、「前三項」を「前二項」に改め、同条第五項を次のように改め、同条第三項を削る。

各省各庁の長又は第一項若しくは第二項の規定により委任された職員は、支出官といふ。

第二十六條に次のただし書を加える。

ただし、特別の必要がある場合には、政令で特例を設けることができる。

第二十九條の二第四項中「契約担当官」の下に「(各省各庁の長又は第一項若しくは前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、「分掌せしめる」を「分掌させる」に改め、同条第五項中「第四條の二第五項」を「第四條の二第四項」に、「前四項」を「前三項」に改め、同条第六項中「第三項の規定により契約担当官の事務を代理する職員は、これを代理契約担当官といふ」を「第四項」を「第三項」に、「これを分任契約担当官を」を「分任契約担当官」に改め、同条第三項を削る。

第二十九條の三第一項中「代理契約担当官、分任契約担当官」を「及び」に改め、「代理支出負担行為担当官及び分任支出負担行為担当官」を削り、「総称する」を「いう」に改める。

第三十九條第二項中「事務の全部を代理する代理出納官吏又はその」を削り、「分任出納官吏」の下に「又は当該出納官吏若しくは分任出納官吏の事務の全部を代理する出納官吏代理」を加える。

第四十條第一項中「代理出納官吏及び分任出納官吏以外の職員をして」を「分任出納官吏及び出納官吏代理以外の職員に」に、「取り扱われしめる」を「取り扱はしめる」に改める。

第四十條の二第二項中「出納官吏とし、又は当該他の各省各庁所属の他の職員を当該出納官吏の代理出納官吏若しくは分任出納官吏を、出納官吏、分任出納官吏又は出納官吏代理」に改める。

第四十一條第二項中「但し、代理出納官吏、

分任出納官吏」を「ただし、分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十四條中「代理出納官吏、分任出納官吏」を「分任出納官吏、出納官吏代理」に改める。

第四十六條の二の次に次の一条を加える。

第四十六條の三 各省各庁の長は、次に掲げる者に事故がある場合(これらの者が第四條の二第四項(第十三條第四項、第十三條の三第三項、第二十四條第三項及び第二十九條の二第四項)において準用する場合を含む。)の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。)において必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

一 歳入徴収官、支出負担行為担当官及び契約担当官並びにこれらの者の分任官

二 支出負担行為認証官及び支出官

各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、前項各号に掲げる者(同項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。)の事務の一部を処理させることができる。

(予算執行職員等の責任に関する法律の一部改正)

第六條 予算執行職員等の責任に関する法律(昭和二十五年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

第二條第一項第二号中「第十三條の三第三項」を「第十三條の三第四項」に改め、同項第三号中「第二十四條第三項」を「第二十四條第四項」に改め、同項第十号を削り、同項第九号中「その補助者」を「政令で定めるところにより、補助者」に改め、同号を同項第十二号とし、同項第八号を同項第十一号とし、同項第七号中「代理官及び」を削り、同号の次に次の三号を加える。

八 前各号に掲げる者の代理官

九 会計法第四十六條の三第二項(郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)第三十條第二項において準用する場合を含む。)の規定により第一号から第三号まで又は前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

十 会計法第二十九條の十一第四項の規定に基づき契約に係る監督又は検査を行なうことを命ぜられた職員

第八條第一項中「第二條第一項第八号」を「第二條第一項第十一号」に、「同項第九号」を「同項第十二号」に改める。

(郵政事業特別会計法の一部改正)

第七條 郵政事業特別会計法(昭和二十四年法律第九号)の一部を次のように改正する。

第三十條第二項を次のように改める。

2 会計法(昭和二十二年法律第三十五号)第四十六條の三第一項の規定は分任支出官に事故がある場合又は分任支出官が欠けた場合について、同条第二項の規定は分任支出官の事務に關し郵政大臣が必要があると認める場合について準用する。

第三十一條第二項中「(昭和二十二年法律第三十五号)」を削る。

(国税収納金整理資金に関する法律の一部改正)

第八條 国税収納金整理資金に関する法律(昭和二十九年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第二條第四項中「第十條」を「第十一條第一項」に改める。

第八條第二項を削り、同条第三項中「国税収納命令官」の下に「(前項の規定により委任された職員をいう。以下同じ。)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第四項中「前三項」を「前二項」に改め、「代理させ」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項中「第二項の規定により国税収納命令官の事務を代理する職員は、代

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 許可、認可等の整理に関する法律案

理国税収納命令官といひ、第三項を「第二項」に改め、同項を同条第四項とする。

第十條第二項を削り、同条第三項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第一項とし、同条第四項を削る。

第十一條第一項中「国税資金支払命令官」の下に「(前条第一項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)」を加える。

第十三條第四項を削り、同条第五項中「第八條第四項」を「第八條第三項」に、「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項を削り、同条第七項中「国税資金支払委託官」の下に「(第三項の規定により委任された職員をいふ。以下同じ。)」を加え、同項を同条第五項とし、同条中第八項を第六項とし、同条第九項中「第七項」を「第五項」に改め、同項を同条第七項とし、同条中第十項を第八項とし、第十一項を第九項とし、同条の次に次の一条を加える。

(事務の代理等)

第十三條の二 大蔵大臣は、国税収納命令官(分任国税収納命令官を含む。次項において同じ。)、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官に事故がある場合(これらの者が第八條第三項(第十條第二項及び前条第四項において準用する場合を含む。))の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。において必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 大蔵大臣は、必要があるときは、政令で定めるところにより、所属の職員に、国税収納命令官、国税資金支払命令官又は国税資金支払委託官(前項の規定によりこれらの者の事務を代理する職員を含む。))の事務の一部を処理させることができる。

第十七條中「国税資金支払命令官、代理国税

資金支払命令官、国税資金支払委託官及び代理国税資金支払委託官並びにこれらの者からその補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員」を「次に掲げる職員」に改め、同条に次の各号を加える。

一 国税資金支払命令官

二 国税資金支払委託官

三 第十三條の二第一項の規定により前二号に掲げる者の事務を代理する職員

四 第十三條の二第二項の規定により前三号に掲げる者の事務の一部を処理する職員

五 前各号に掲げる者から、政令で定めるところにより、補助者としてその事務の一部を処理することを命ぜられた職員

(物品管理法の一部改正)

第九條 物品管理法(昭和三十一年法律第百十三号)の一部を次のように改正する。

第四條中「第七項」を「第六項」に改める。

第八條中第四項を削り、第五項を第四項とし、同条第六項中「第四項」及び「代理させ」を削り、同項を同条第五項とし、同条第七項中「第四項の規定により物品管理官の事務を代理する職員は、代理物品管理官といひ、第五項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とする。

第九條中第三項を削り、第四項を第三項とし、同条第五項中「前条第六項」を「前条第五項」に改め、「第三項」を削り、同項を同条第四項とし、同条第六項中「第三項の規定により物品出納官の事務を代理する職員は、代理物品出納官といひ、第四項」を「第三項」に改め、同項を同条第五項とする。

第十條第三項を削り、同条第四項中「第八條第六項」を「第八條第五項」に改め、「又は前項」を削り、同項を同条第三項とし、同条第五項を削り、同条の次に次の一条を加える。

(事務の代理等)

第十條の二 各省各庁の長は、物品管理官若し

くは物品出納官(分任物品出納官を含む。以下同じ。))又は物品供用官に事故がある場合(これらの者が第八條第五項(第九條第四項及び前条第三項において準用する場合を含む。))の規定により指定された官職にある者である場合には、その官職にある者が欠けたときを含む。において必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員にその事務を代理させることができる。

2 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁所属の職員又は他の各省各庁所属の職員に、物品管理官(前項の規定によりその事務を代理する職員を含む。))の事務の一部を処理させることができる。

第二十三條中「(分任物品出納官を含む。以下同じ。)」を削る。

第三十一條第一項中「物品管理官、代理物品管理官、物品出納官、代理物品出納官、物品供用官、代理物品供用官及び第十一條の規定により物品の管理に関する事務を行う都道府県知事又は都道府県の吏員並びにこれらの補助者」を「次に掲げる職員」に改め、同項に次の各号を加える。

一 物品管理官

二 物品出納官

三 物品供用官

四 第十條の二第一項の規定により前三号に掲げる者の事務を代理する職員

五 第十條の二第二項の規定により第一号に掲げる者(その者の事務を代理する前号の職員を含む。))の事務の一部を処理する職員

六 第十一條の規定により前各号に掲げる者の事務を行なう都道府県知事又は都道府県の吏員

七 前各号に掲げる者の補助者

(国の債権の管理等に関する法律の一部改正)

第十條 国の債権の管理等に関する法律(昭和三十一年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第二條に次の一項を加える。

4 この法律において「歳入徴収官等」とは、各省各庁の長、各省各庁の長以外の国の機関で他の法令の規定により債権の管理に関する事務を行なうべきこととされているもの又は第五條第一項若しくは第二項の規定により債権の管理に関する事務を行なう者をいう。

3 各省各庁の長は、必要があるときは、政令で定めるところにより、当該各省各庁の所掌事務に係る債権の管理に関する事務で自ら行なうもの又は第一項の規定により当該各省各庁若しくは他の各省各庁に所属する職員が行なうものの一部をこれらの各省各庁に所属する他の職員に処理させることができる。

4 前項の規定は、第二項の場合及び他の法令の規定により各省各庁の長以外の国の機関が債権の管理に関する事務を行なう場合について準用する。

第十一條第一項中「第五條の規定に基づき債権の管理に関する事務を行なう者(以下「歳入徴収官等」といふ。))を「歳入徴収官等」に改める。(国の所有に属する自動車の交換に関する法律の一部改正)

第十一條 国の所有に属する自動車の交換に関する法律(昭和二十九年法律第百九号)の一部を次のように改正する。

題名中「自動車」を「自動車等」に改める。

第一項中、「当分の間」を削り、「(国の所有に属する自動車)を」下取り(物品を買い入れる際、当該物品と同一の用途に供されていた買受人の所有に属する物品を、対価の一部として、当該買入れに係る物品と引換えに売渡人に譲渡すること

をいう。)の商慣習がある自動車、医療用又は試験用の機械器具その他の政令で定める物品であつて国の所有に属するものに、「自動車」とを「これと同種の物品」とに改める。

(閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に關する政令の廃止)
第十二条 閉鎖機関の所有する在外記名証券等の処理に關する政令(昭和二十五年政令第三百五十六号)は、廃止する。

第三章 文部省關係
(博物館法の一部改正)
第十三条 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)の一部を次のように改正する。

第二十九条中「文部大臣が」を「国が設置する施設にあつては文部大臣が、その他の施設にあつては当該施設の所在する都道府県の教育委員会が、」第二十七条第二項第九条を「第二十七條第二項に改める。

(文化財保護法の一部改正)
第十四条 文化財保護法(昭和二十五年法律第二百四十四号)の一部を次のように改正する。

第一百条の次に次の一条を加える。
(埋蔵物として提出された物件の鑑査の委任等)

第一百条の二 文化庁長官は、必要があると認めるときは、都道府県の教育委員会に対し、第六十一条第一項の規定による鑑査、同条第二項の規定による通知及び差戻し並びに第六十二条の規定による引渡し(第六十一条第二項に規定する文化財の引渡しに限る。)の事務を委任することができる。

2 前項の規定による委任があつた場合には、第六十条の規定による警察署長の物件の提出は、当該委任を受けた都道府県の教育委員会に対してしなければならない。

第四章 通商産業省關係
(特許法の一部改正)
第十五条 特許法(昭和三十四年法律第二百一十一

号)の一部を次のように改正する。

第八十三条第一項及び第九十二条第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。
第九十三条第一項中「通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

(実用新案法の一部改正)
第十六条 実用新案法(昭和三十四年法律第二百一十三号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第一項及び第二十二條第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。
第二十三条第一項中「通商産業大臣の許可を受けて」を削る。

(意匠法の一部改正)
第十七条 意匠法(昭和三十四年法律第二百一十五号)の一部を次のように改正する。

第三十三条第一項中「特許庁長官の許可を受けて」を削る。

第五章 運輸省關係
(國際觀光ホテル整備法の一部改正)
第十八条 國際觀光ホテル整備法(昭和二十四年法律第二百七十九号)の一部を次のように改正する。

第九条を次のように改める。
第九条 削除

第十一条第一号中「第六條第二項を」又は「第六條第二項に改め、」又は「第九條の規定により認可に附けた条件」を削り、同条第二号中「第十二條第二項において準用する場合を含む。」の場合」を削る。

第十二條及び第十三條を削り、第十四條中「第十一条」を前條に改め、「又は前二條の規定により登録の取消があつたものとみなされたとき」を削り、同條を第十二條とし、同條の次に次の二條を加える。

(承継)
第十三條 登録ホテル業を営む者がその營業の全部を譲渡し、又は貸貸したときは、譲受人又は貸借人は、登録ホテル業を営む者の地位

を承継する。

2 前項の貸貸が終了したときは、貸貸人であつた者は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

3 登録ホテル業を営む者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、登録ホテル業を営む者の地位を承継する。

4 前三項の規定により登録ホテル業を営む者の地位を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならぬ。

(經營の委任等の届出)
第十四條 登録ホテル業を営む者は、その營業の全部若しくは一部の經營を委任し、又はその營業の一部を譲渡し、若しくは貸貸したときは、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

2 登録ホテル業を営む者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、その日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。

3 登録ホテル業を営む者は、その營業の全部又は一部を省令の定める期間をこえて休止し、又は廃止したときは、当該省令の定める期間の経過した日又はその廃止の日から三十日以内に、その旨を主務大臣に届け出なければならない。ただし、季節的に休止する場合

は、この限りでない。
第十五條を次のように改める。

第十五條 削除
第二十八條中「認可の条件」を削り、「第十四條を」第十二條に改め、「(税の追徴)の下に、第十三條(承継)を加える。

第三十二條第一号中又は第十五條を「第十三條第四項(第二十八條において準用する場合

合を含む。)又は第十四條第一項から第三項まで」に改め、同条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とする。

(海上運送法の一部改正)
第十九條 海上運送法(昭和二十四年法律第八十七号)の一部を次のように改正する。

第二條中第十一項を第十二項とし、第五項から第十項までを一項ずつ繰り下げ、同条第四項中「いい」の下に「これを一般旅客定期航路事業と特定旅客定期航路事業とに分け」を加え、同項の次に次の一項を加える。

5 この法律において「一般旅客定期航路事業」とは、特定旅客定期航路事業以外の旅客定期航路事業をいい、「特定旅客定期航路事業」とは、特定の者の需要に応じ、特定の範囲の人の運送をする旅客定期航路事業をいう。

第二章(第三條第一項、第十九條の四第一項、第十九條の七及び第二十三條の五を除く。)中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に、「旅客定期航路事業者」を「一般旅客定期航路事業者」に改める。

第三條第一項を次のように改める。
一般旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の免許を受けなければならない。

第五條第二号中「免許」の下に「特定旅客定期航路事業の許可」を加える。
第十九條の三を次のように改める。

(特定旅客定期航路事業)
第十九條の三 特定旅客定期航路事業を営もうとする者は、航路ごとに、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 第三條第二項、第四條(第二号、第二号の二及び第六号に係るものに限り)及び第五條の規定は、前項の許可について準用する。

3 第十條の二、第十一條、第十六條及び第十九條第二項の規定は、特定旅客定期航路事業について準用する。この場合において、第十

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 許可、認可等の整理に関する法律案

一条第二項中「第四条」とあるのは、「第四条(第一号、第二号の二及び第六号に係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4 特定旅客定期航路事業の許可を受けた者は、運輸を開始したときは、遅滞なく、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

5 特定旅客定期航路事業の譲渡又は特定旅客定期航路事業を営む者(以下「特定旅客定期航路事業者」という。)について相続若しくは合併があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は相続人(相続人が二人以上ある場合において、その協議により当該事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者)若しくは合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人は、特定旅客定期航路事業者の地位を承継する。

6 前項の規定により特定旅客定期航路事業者の地位を承継した者は、省令の定める手続により、承継のあつた日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

7 特定旅客定期航路事業者たる法人が合併以外(解散が破産による場合は、破産管財人)は、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

8 特定旅客定期航路事業者は、その事業を休止し、又は廃止したときは、省令の定める手続により、その日から三十日以内に、運輸大臣にその旨を届け出なければならない。

第二十三条の二及び第二十三条の三を削り、第二十三条の四中「及び第十九条の二を」、「第十九条の二及び第十九条の三第五項から第七項まで」に改め、同条を第二十三条の二とし、第二十三条の五を第二十三条の三とし、第二十三条の六を第二十三条の四とする。

第四十五条の三第一項第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同

項第二号中「自動車航路送貨物定期航路事業」の上に「特定旅客定期航路事業」を加える。

第四十七条第二号を同条第三号とし、同条第一号中「旅客定期航路事業」を「一般旅客定期航路事業」に改め、同条の次に次の一号を加える。

二 第十九条の三第一項の規定による許可を受けずに特定旅客定期航路事業を営んだ者

第四十八条第一号中「第二十三条の四」を「第二十三条の二」に改め、同条の次に次の一号を加える。

一の二 第十九条の三第三項において準用する第十一条第一項の規定により認可を受けなければならない事項を受けずにした者

第四十八条第二号の二中「第二十三条の四」を「第二十三条の二」に改め、同条第三号中「第二十三条の四」を「第二十三条の二」に改める。

第四十八条の二中「第二十三条の五」を「第二十三条の三」に改める。

第四十九条第一号中「第二十三条の四」を「第二十三条の三第三項及び第二十三条の二」、「第十九条の三第三項」を「第十九条の三第四項、第六項(第二十三条の二において準用する場合を含む。)、第七項(第二十三条の二において準用する場合を含む。))若しくは第八項に」、「第二十二條、第二十三条の二第二項又は第二十三条の三」を「又は第二十二條」に改める。

(内航海運業法の一部改正)

第二十条 内航海運業法(昭和二十七年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。

第三條第一項中「二十ト」を「百ト」以上又は長さ三十メートルに改め、同条第二項中「二十ト未満の船舶」を「百ト未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のもの」に改める。

第二十五条の二第一項中「二十ト」を「百ト」以上又は長さ三十メートルに改める。

(臨時船舶建造調整法の一部改正)

第二十一条 臨時船舶建造調整法(昭和二十八年法律第百四十九号)の一部を次のように改正する。

第五条を次のように改める。

(権限の委任)

第五条 この法律に規定する運輸大臣の権限は、運輸省令で定めるところにより、その一部を海運局長に委任することができる。

第六條第一項中「異議申立て」の下に「又は審査請求」を、「異議申立人」の下に「又は審査請求人」を加え、同条第三項中「異議申立人」の下に「又は審査請求人」を加える。

(鉄道営業法の一部改正)

第二十二條 鉄道営業法(明治三十三年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二十條中「ノ認可ヲ受クルコトヲ要ス」を「二届出ツベシ」に改める。

第二十三條を次のように改める。

第二十三條 削除

第二十八條ノ二中「及第二十三條」を削る。

(帝都高速度交通営団法の一部改正)

第二十三條 帝都高速度交通営団法(昭和十六年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「軽車両運送事業」を「軽車両等運送事業」に改め、同条第二項中「又は」を「運送する事業及び自動車(軽自動車を除く。))を使用して」に改め、同条第五項中「軽車両運送事業」を「軽車両等運送事業」に、「軽車両を使用して有償で旅客又は」を「有償で、軽車両を使用して旅客を運送する事業及び軽車両又は軽自動車を使用して」に改める。

第二章(章名、第三條、第八條第一項、第十條第一項及び第三十六條を除く。中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に、「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三條第一項中「及び特定自動車運送事業」を「特定自動車運送事業及び無償自動車運送事業」に改め、同条第二項中「特定自動車運送事業」の下に「及び無償自動車運送事業」を加え、同項第五号中「及び次号」を削り、同項第六号を削り、同条第三項中「自動車運送事業」の下に「であつて、無償自動車運送事業以外のもの」を加え、同条に次の一項を加える。

4 無償自動車運送事業(無償で旅客又は貨物を運送する自動車運送事業)の種類は、左に掲げるものとする。

一 無償旅客自動車運送事業(旅客を運送する無償自動車運送事業)

二 無償貨物自動車運送事業(貨物を運送する無償自動車運送事業)

第四條の見出しを「(一般自動車運送事業の免許)」に改め、同条第二項中「並びに前条第二項各号及び第三項各号」を「及び前条第二項各号」に改める。

第五條第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

第六條第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第六條の二第二号中「の免許」の下に「又は特定自動車運送事業の許可」を加える。

第七九二

第八条第一項中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者を經營する者(以下「一般自動車運送事業者」といふ。))」に改める。

第十条及び第十一条を次のように改める。

第十二条に次の二項を加える。

3 運輸大臣が一般自動車運送事業の種類に応じて標準運送約款を定めて公示した場合においては、当該種類の一般自動車運送事業者は、第一項の認可を受けずこれと同一の運送約款を定めることができる。同項の認可を受けた運送約款を当該標準運送約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該一般自動車運送事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第十五条第一号中「第十二条」を「第十二条第一項」に改め、「運送約款の下に(標準運送約款と同一の運送約款を定めているときは、当該運送約款)を加える。

第十七条第一項中「貨物自動車運送事業者」を「第三条第二項第四号又は第五号の自動車運送事業者を經營する者(以下「一般貨物自動車運送事業者」といふ。))」に改め、同条第二項及び第三項中「貨物自動車運送事業者」を「一般貨物自動車運送事業者」に改める。

第十九条の次に次の一条を加える。

(天災等の場合における他の路線による事業の經營)

第十九条の二 路線を定める一般自動車運送事業を經營する者は、天災その他運輸省令で定めるやむを得ない事由により事業用自動車を運行することができなくなつたときは、第四条第一項の規定にかかわらず、三月をこえない期間を限り、当該路線に係る輸送需要をできる限り満たすため必要限度において、当該路線と異なる路線により事業を經營することができ。この場合において合理的に必要な

となる事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十八条第一項及び第三項並びに第四十一条の規定は、適用しない。

2 路線を定める一般自動車運送事業を經營する者は、前項の規定による事業の經營及び事業計画の変更又は事業の休止につき、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

第二十四条の二第二項中「又は一般小型貨物自動車運送事業者を經營する者(以下「一般小型貨物自動車運送事業者」といふ。))」を削る。

第二十七条中「及び同条第三項第一号」を削る。

第三十六条中「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改める。

第三十七条第一項に次のただし書を加える。

ただし、第四條第一項の免許を受けて經營する一般自動車運送事業者又は第四十五條第一項の許可を受けて經營する特定自動車運送事業者の用に供するため、事業用自動車の貸渡しをしようとする場合は、この限りでない。

第四十條第一項中「その者」の下に「以下同じ。」を加える。

第四十五條を次のように改める。

(特定自動車運送事業)

第四十五條 特定自動車運送事業を經營しようとする者は、第三條第三項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、路線又は事業区域を定め、運輸大臣の許可を受けなければならない。

2 特定自動車運送事業の許可を受けようとする者は、左に掲げる事項を記載した申請書を運輸大臣に提出しなければならない。

一 經營しようとする特定自動車運送事業の種類

二 予定する路線又は事業区域

三 特定自動車運送事業の種類ごとに運輸省令で定める事業計画

四 運送の需要者の氏名又は名称及び住所並びに運送しようとする旅客又は貨物の範囲

五 当該事業の經營が運輸上必要である理由

3 運輸大臣は、特定自動車運送事業の許可をしようとするときは、左の基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならない。

一 当該事業の經營により、当該路線又は事業区域に関連する他の自動車運送事業者による一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されることとなるおそれがないこと。

二 当該事業の計画が輸送の安全を確保するため適切なものであること。

4 第四條第四項、第五條第二項(第二号に係る部分に限る)、第三項及び第四項、第六條第二項並びに第六條の二の規定は、第一項の許可について準用する。

5 第十七條、第十八條、第十九條の二から第二十一條まで、第二十四條、第二十五條、第二十七條、第三十條、第三十六條、第三十七條、第四十三條、第四十三條の二及び前條(第三号及び第四号に係る部分に限る)の規定は、特定自動車運送事業について準用する。この場合において、第十八條第二項中「第六條」とあるのは「第四十五條第三項及び同條第四項において準用する第六條第二項」と、第十九條の二第一項中「事業計画の変更及び当該路線に係る事業の休止については、第十八條第一項及び第三項並びに第四十一條第一項」とあるのは「事業計画の変更については、第四十五條第五項において準用する第十八條第一項及び第三項」と、同條第二項中「事業計画の変更又は事業の休止」とあるのは「事業計画の変更」と読み替へるものとする。

6 第二十六條、第二十七條及び第二十九條第一項の規定は、特定旅客自動車運送事業について準用する。

7 特定自動車運送事業者を經營する者(以下「特定自動車運送事業者」といふ。))は、旅客又は貨物の運賃その他運輸に関する料金を定め、運輸大臣に届け出なければならない。これを變更しようとするときも同様とする。

8 運輸大臣は、特定自動車運送事業の經營により、当該路線又は事業区域に関連する一般自動車運送事業の經營及び事業計画の維持が困難となるため、公衆の利便が著しく阻害されるおそれがあると認めるときは、当該特定自動車運送事業者に対し、相当の期限を定めて、公衆の利便を確保するためやむを得ない限度において、当該事業の実施方法の変更を命ずることができる。

9 第三十二條第五項の規定は、前項の命令について準用する。

10 特定自動車運送事業者は、事業の管理を委託し、又は事業を休止し、若しくは廃止したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。事業の管理の委託又は事業の休止について届出をした事項を変更したときも同様とする。

11 特定自動車運送事業の譲渡又は特定自動車運送事業者について合併若しくは相続があつたときは、当該事業を譲り受けた者又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人若しくは相続人は、第一項の許可に基づく権利義務を承継する。

12 前項の規定により第一項の許可に基づく権利義務を承継した者は、その承継の日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

13 特定自動車運送事業者たる法人が合併以外の事由により解散したときは、その清算人(解散が破産によるときは、破産管財人)は、

その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

〔無償自動車運送事業〕

第四十五条の二 無償自動車運送事業を経営しようとする者は、第三条第四項各号に掲げる自動車運送事業の種類ごとに、運輸省令で定めるところにより、運輸大臣に届け出なければならない。無償自動車運送事業を経営する者（以下「無償自動車運送事業者」という。）が届出をした事項を変更しようとするときも同様とする。

無償自動車運送事業者は、その事業の経営により、当該路線又は事業区域に関連する他の自動車運送事業者による一般自動車運送事業の経営及び事業計画の維持を困難とするため、公衆の利便を著しく阻害し、又は阻害するおそれが生ずることのないようにしなければならぬ。

第二十五条、第二十五条の二、第三十条、第四十三条（第一号に係る部分に限る。）、第四十三条の二並びに前条第八項及び第九項の規定は、無償自動車運送事業について準用する。

第二十六條、第二十七條及び第二十九條第一項の規定は、無償旅客自動車運送事業について準用する。

無償自動車運送事業者は、事業を廃止し、又は事業の全部を譲渡したときは、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

無償自動車運送事業者たる法人が左の各号の一に掲げる場合に該当することとなつたときは、当該各号に掲げる者は、その日から三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならぬ。

一 法人が合併により消滅した場合においては、その業務を執行する役員であつた者

二 法人が合併又は破産以外の事由により解散した場合においては、その清算人
三 法人が破産により解散した場合においては、その破産管財人

は、その破産管財人

無償自動車運送事業者が死亡したときは、相続人は、被相続人の死亡後三十日以内に、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。第四十六条中「又は通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)第十三条の規定により新にに自動車を使用することの認可を受けた者」を削り、「第四十三条及び」を「第四十三条並びに」に改め、「種類及び」を削り、「貨物自動車運送事業」を「一般区域貨物自動車運送事業」に改める。

第七十六條の見出し及び同条第一項中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改める。
第七十七條中「共通にする自動車運送事業」を「共通にする一般自動車運送事業」に、「自動車運送事業者」を「一般自動車運送事業者」に改め

第七十九條第一項中「第二十五條の二第三項及び第四項」、「第三十條第二項」及び「第四十三條の下に「第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十三條の二」の下に「（第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。）」を、「第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。」を、「第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。」を加える。

第八十一条第一項中第四号を削り、第五号を
第四号とする。

第八十四条を次のように改める。

第八十四条 削除

第八十五条第一項中「自動車運送取扱事業者」
「第八十条の登録を受けた者（以下「自動車運
取扱事業者」という。）」に改める。
第八十六条に次の二項を加える。

運輸大臣が標準取扱約款を定めて公示した場合においては、自動車運送取扱事業者は、第一項の認可を受けないでこれと同一の取扱

約款を定めることができる。同項の認可を受けた取扱約款を当該標準取扱約款と同一のものに変更しようとするときも同様とする。

前項後段の場合においては、当該自動車運送取扱事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第八十八条の見出し中「変更等」を「変更」に改め、同条第二項中「第八十二条」を「第八十二条第一項」に改め、同条第三項を削る。

第八十九条中「又は一般小型貨物自動車運送事業者」を削る。

第九十一条の見出しを「(相統)」に改め、同条

第一項から第四項までを削り、同条第五項を同本とする。

第九十三條第一項中「第九十一條第二項、第三項及び第四項」を「第九十五條において準用する。第四十五條の二第五項から第七項まで」に改める。

第九十五條中「並びに第三十六條」を「第三十條並びに第四十五條の二第五項から第七項まで」に改める。

「第六章 軽車両運送事業」を「第六章 軽車
等運送事業」に改める。

第九十六条及び第九十七条を次のように改め

第九十六条及び第九十七条 削除
第九十八条の見出しを「(軽車両等運送事業)」

改め、同条中「軽車両運送事業には、」を「軽車両運送事業には、第三十条及び」に改める。

及び軽車両等運送事業の用に供する軽自動車」
加える。

第一百一条第二項中「有償」を「業として有償」に

第二百二条第一項第一号中「免許」の下に「若しは第四十五条第一項の許可」を加え、「受けな

で」を「受けず、又は第四十五条の二第一項の出をしないで」に改め、同項第四号中「有償」

を「業として有償」に改める。

第二百一十一条中「第四十三条の二第二項」の

下に「第四十五条の第二項及びを、（告む。）」の下に「若しくは第四十五条第一項の規定、同条第五項において準用する第十八条第一項、第二十条第一項、第四十三条若しくは第四十三条の第二項の規定」を加える。

第百二十二条の見出し中「委任等」を「委任」に改め、同条第一項に次の一号を加え、同条第二項を削る。

三 第六章に規定する職権については、旅客の運送に係る軽車両等運送事業にあつては市町村長、貨物の運送に係る軽車両等運送事業にあつては都道府県知事

第二百二十二条の二第一号中「免許の下に又は許可を加え、同項第二号中「及び免許」を又は免許若しくは許可」に改め、同項第三号中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改める。

第百二十四条に次のただし書を加える。

ただし、当該処分により運行することとなる事業用自動車の大きさ又は重量が、当該処

分に係る路線と路線を共通にする他の自動車運送事業者の当該共通にする路線の部分において運行する事業用自動車の大きさ又は重量をこえないときは、当該共通にする路線の部分については、この限りでない。

第二百二十八条第一号中「自動車運送事業」を「一般自動車運送事業」に改め、同条第二号中「第三十六条」の下に「第四十五条第五項及び」を加える。

第百二十八条の二第一号中「第二十七条」の下
に「(第四十五条第六項及び第四十五条の二第
四項において準用する場合を含む。)」を加え、同
条第二号中「第四十三条」の下に「第四十五条第
五項、第四十五条の二第三項及び」を加え、同

三 第四十五条第一項の規定に違反して特定

自動車運送事業を經營した者

第二百二十九条第三号中「第三十七条第一項」の下に「(第四十五條第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同号の次に次の一号を加える。

三の二 第四十五條の二第一項の規定に違反

して無償自動車運送事業を經營した者

第三百十條第一号中「第十八條第一項」及び「第二十條第一項」の下に「(第四十五條第五項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二号中「第二十五條の二第三項」の下に「(第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第二項の下に「(第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び第九十八條において準用する場合を含む。)」を加え、同条第三号中「第二十五條の二第一項」の下に「(第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。)」を加え、同条第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び「第四十五條第五項、第四十五條の二第三項及び」を加え、同条第六十五條に改め、同条第四号中「又は第九十七條第一項」を削る。

第三百十七條第三号中「第二十九條第一項」の下に「(第四十五條第六項及び第四十五條の二第四項において準用する場合を含む。)」を加える。

第三百十八條第二号中「第十六條、第二十五條、第四十五條第二項」を「第十二條第四項、第十六條、第四十九條の二第二項(第四十五條第五項において準用する場合を含む。)、第二十五條(第四十五條第五項及び第四十五條の二第三項において準用する場合を含む。)、第四十五條第七項、第十項、第十二項若しくは第十三項、第四十五條の二第五項から第七項まで(第九十五條において準用する場合を含む。)」に、「第八十五條、第八十八條第一項若しくは第三項、第九十一條第一項から第四項まで」を「第八十六條第

四項、第八十八條第一項」に改める。

(通運事業法の一部改正)

第二十五條 通運事業法(昭和二十四年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。
日次中「第四十一條」を「第四十二條」に改める。

第十二條第一項中「次条の規定による運輸大臣の認可を受けた場合その他」を削る。

第十三條を次のように改める。

第十三條 削除

第十五條中「から第六号まで及び」を「若しくは第五号又は」に、「を有する者」を「又は許可を受けた者」に改める。

第十七條第一号中「第二十一條」を「第二十一條第一項」に改め、「通運約款」の下に「(標準通運約款と同一の通運約款を定めているときは、当該通運約款)を加える。

第二十一條を削る。

第二十一條に次の二項を加える。

3 運輸大臣が標準通運約款を定めて公示した場合においては、通運事業者は、第一項の認可を受けなければ、同一の通運約款を定めることができない。同項の認可を受けた通運約款を当該標準通運約款と同一のものに変更し

ようとすると同様とする。

4 前項後段の場合においては、当該通運事業者は、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十一條の次に次の一條を加える。

第四十二條 第二十一條第四項の規定に違反した者は、三万円以下の過料に処する。

(自動車ターミナル法の一部改正)

第二十六條 自動車ターミナル法(昭和三十四年法律第三十六号)の一部を次のように改正する。

第七條第一項に次のただし書を加える。

ただし、運輸省令で定める軽微な事項に係る変更については、この限りでない。

第七條に次の一項を加える。

3 自動車ターミナル事業者は、第一項ただし書の運輸省令で定める軽微な事項に係る工事計画の変更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

(航空法の一部改正)

第二十七條 航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)の一部を次のように改正する。

第二十八條第一項に次のただし書を加える。

ただし、定期運送用操縦士、上級事業用操縦士、事業用操縦士、自家用操縦士、一等航空士、二等航空士又は航空機國士の資格の技能証明を有する者で電波法第四十條第一項の無線従事者の資格を有するものが、同条第二項の規定に基づき行なうことができる無線設備の操作を行なう場合は、この限りでない。

第四十一條ただし書を削り、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、飛行場の設置者は、天災その他やむを得ない事由により許可の申請書に記載した工事完成の予定期日まで

に工事を完成することができない場合においては、運輸大臣の許可を受けて、同項の規定により工事を完成しなければならぬ期日を変更することができる。ただし、公共の用に供する飛行場以外の飛行場(以下「非公共用飛行場」という。)にあつては、同項の工事完成の予定期日から起算して運輸省令で定める期間内の期日に変更するときは、許可を受けることを要しない。

3 前項ただし書の場合においては、当該非公共用飛行場の設置者は、その変更した期日を運輸大臣に届け出なければならない。

第四十五條第一項中「公共の用に供する飛行場以外の飛行場(以下「非公共用飛行場」という。))を「非公共用飛行場」に改める。

第四十八條第一号を次のように改める。

一 正当な理由がないのに第四十一條第一項

の規定により工事を完成しなければならぬ期日(同条第二項の規定により期日を変更したときは、その期日)までに工事を完成しないとき。

第七十二條第一項中「の機長は」を「には」、

「操縦の経験及び当該路線に関する知識」を「機長として必要な経験、知識及び能力」に、「ならない」を「機長として乗り組んではならない」に改め、同条第二項中「運輸省令で定めるところにより」を削り、「及び知識」を「知識及び能力」に改め、同条第三項を次のように改める。

3 運輸大臣は、必要があると認めるときは、第一項の認定を受けた者が同項の経験、知識及び能力を有するかどうかを臨時に審査をしなければならない。

第七十二條に次の七項を加える。

4 第一項の認定を受けた者が、第二項の審査を受けなかったとき、前項の審査を拒否したとき、又は第二項若しくは前項の審査に合格しなかったときは、当該認定は、その効力を失ふものとする。

5 第一項の規定は、運輸大臣の指定する範囲内の機長で、第二百二條第一項の定期航空運送事業者で運輸大臣が申請により指定したものの(以下「指定定期航空運送事業者」という。)の当該事業の用に供する航空機に乗り組むものが、第一項の経験、知識及び能力を有することについて当該指定定期航空運送事業者の認定を受けたときは、適用しない。

6 指定定期航空運送事業者は、前項の認定を受けた者及び運輸大臣の指定する範囲内の機長で第一項の認定を受けたものについて、第二項及び第三項の規定に準じて審査をしなければならない。この場合においては、第二項及び第三項の規定は、適用しない。

7 第四項の規定は、前項の審査について準用する。

8 運輸大臣は、必要があると認めるときは、

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 許可、認可等の整理に関する法律案

第六項の規定により指定定期航空運送事業者が審査をすべき者についても第二項及び第三項の審査をすることが出来る。この場合においては、第四項の規定の適用があるものとする。

9 指定定期航空運送事業者は、第五項の認定及び第六項の審査を行なうときは、運輸大臣が当該指定定期航空運送事業者の申請により指名した運輸省令で定める要件を備える者に実施させなければならない。

10 前各項の規定を実施するために必要な細目的事項については、運輸省令で定める。

第二百五十条第五号の二中「第七十二条の規定による認定を受けないで」を「第七十二条第一項の規定に違反して」に改める。

(港則法の一部改正)

第二十八条 港則法(昭和二十三年法律第七十四号)の一部を次のように改正する。

第二条中「は、別表のとおりとし、」を「及び」に改める。

第三十条を削り、第三十条の二を第三十条とし、第三十条の三を第三十条の二とする。

第四十二条中「第三十条」を削る。

別表を削る。

第六章 郵政省関係

(電波法の一部改正)

第二十九条 電波法(昭和二十五年法律第三百十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四百四条の二」を「第四百四条の三」に改める。

第十四条第二項第九号中「並びに発振及び変調の方式」を削り、同項中第十一号を削り、第十二号を第十一号とし、同条第三項第一号中「第十二号」を「第十一号」に改める。

第十八条に次のただし書を加える。
ただし、郵政省令で定める場合は、この限りでない。

式並びに空中線の型式及び構成」を「及び周波数」に改める。
第八章中第四百四条の二の次に次の一条を加える。

(権限の委任)

第四百四条の三 この法律に規定する郵政大臣の権限は、郵政省令で定めるところにより、その一部を地方電波監理局長に委任することが出来る。

2 第八十五条から第九十九条までの規定は、地方電波監理局長が前項の規定による委任に基づいてした処分についての審査請求及び訴訟に準用する。この場合において、第九十六条の二中「郵政大臣」とあるのは「地方電波監理局長」と、「異議申立てに対する決定」とあるのは「審査請求に対する裁決」と読み替えるものとする。

第七章 建設省関係

(住宅組合法の廃止)

第三十条 住宅組合法(大正十年法律第六十六号)は、廃止する。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に掲げる日から施行する。

一 第十八条、第十九条及び第二十八条(港則法第二條の改正規定及び別表を削る改正規定に限る。)並びに附則第六項、第十八項、第二十六項及び第二十九項 公布の日から起算して一月を経過した日

二 第五條から第十一條まで並びに附則第四項及び第二十三項 公布の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日

三 第二十四條及び第二十七條並びに附則第八項から第十四項まで、第十九項、第二十一項及び第二十七項 公布の日から起算して六月を経過した日

2 第二十三条の規定による改正後の帝都高速度交通営団法第三十二条の規定は、帝都高速度交通営団の昭和四十六年四月に始まる事業年度から適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が任命した顧問は、第四条の規定による改正後の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命した顧問とみなす。

4 第五条の規定による改正前の会計法第三十九条第二項(同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理出納官吏又は第九條の規定による改正前の物品管理法第八條第七項、第九條第六項若しくは第十條第五項(これらの規定を同法第十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理物品管理官、代理物品出納官若しくは代理物品供用官若しくはこれらの補助者のこの法律の施行前の事実に基づく弁責責任については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に第十三條の規定による改正前の博物館法第二十九條の規定により文部大臣がした指定は、第十三條の規定による改正後の博物館法第二十九條の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

6 第十九條の規定の施行の際現に經營している同條の規定による改正前の海上運送法第三條第一項第二号の特定旅客定期航路事業に係る同項の免許は、第十九條の規定による改正後の海上運送法第十九條の三第一項の許可とみなす。

7 この法律の施行の際現に第二十條の規定による改正前の内航海運業法第三條第一項の許可を受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業又は内航船舶賃渡業を営んでいる者は、当該事業について第二十條の規定による改正

2 第二十三条の規定による改正後の帝都高速度交通営団法第三十二条の規定は、帝都高速度交通営団の昭和四十六年四月に始まる事業年度から適用する。

(経過措置)

3 この法律の施行前に第四条の規定による改正前の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により内閣総理大臣が任命した顧問は、第四条の規定による改正後の日本原子力研究所法第十九条第二項の規定により理事長が内閣総理大臣の認可を受けて任命した顧問とみなす。

4 第五条の規定による改正前の会計法第三十九条第二項(同法第四十八条第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理出納官吏又は第九條の規定による改正前の物品管理法第八條第七項、第九條第六項若しくは第十條第五項(これらの規定を同法第十一條第二項において準用する場合を含む。)に規定する代理物品管理官、代理物品出納官若しくは代理物品供用官若しくはこれらの補助者のこの法律の施行前の事実に基づく弁責責任については、なお従前の例による。

5 この法律の施行前に第十三條の規定による改正前の博物館法第二十九條の規定により文部大臣がした指定は、第十三條の規定による改正後の博物館法第二十九條の規定により文部大臣又は都道府県の教育委員会がした指定とみなす。

6 第十九條の規定の施行の際現に經營している同條の規定による改正前の海上運送法第三條第一項第二号の特定旅客定期航路事業に係る同項の免許は、第十九條の規定による改正後の海上運送法第十九條の三第一項の許可とみなす。

7 この法律の施行の際現に第二十條の規定による改正前の内航海運業法第三條第一項の許可を受けて総トン数二十トン以上百トン未満の船舶であつて長さ三十メートル未満のものによる内航海運業又は内航船舶賃渡業を営んでいる者は、当該事業について第二十條の規定による改正

正後の内航海運業法第三條第二項の届出をした者とみなす。

8 第二十四条の規定の施行の際現に經營している同條の規定による改正前の道路運送法(以下「旧道路運送法」といふ。)第三條第二項第六号の一般小型貨物自動車運送事業(第二十四条の規定による改正後の道路運送法(以下「新道路運送法」といふ。)第三條第四項第二号の無償貨物自動車運送事業又は同法第二條第五項の軽車両等運送事業に該当するものを除く。以下同じ。)に係る旧道路運送法第四條第一項の免許は、新道路運送法第三條第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許とみなす。

9 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三條第二項第六号の一般小型貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請は、新道路運送法第三條第二項第五号の一般区域貨物自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請とみなす。

10 第二十四条の規定の施行の際現に經營している旧道路運送法第三條第三項の特定自動車運送事業(新道路運送法第三條第四項の無償自動車運送事業又は同法第二條第五項の軽車両等運送事業に該当するものを除く。以下同じ。)に係る旧道路運送法第四條第一項の免許は、新道路運送法第四條第一項の免許とみなす。

11 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第三條第三項の特定自動車運送事業に係る同法第四條第一項の免許の申請は、新道路運送法第四條第一項の許可の申請とみなす。

12 第二十四条の規定の施行の際現に旧道路運送法第四條第一項の免許を受けている自動車運送事業で新道路運送法第三條第四項の無償自動車運送事業に該当するものを經營している者は、同法第四十五條の二第一項前段の届出をしないでも、当該事業を引き続き經營することが出来る。この場合において、同項後段の規定の適用

については、当該免許に係る路線又は事業区域及び事業計画のうち同法第四十五条の二第一項前段の規定により届け出なければならぬ事項に該当するものは、同項前段の規定により届け出た事項とみなす。

13 第二十四条の規定の施行前にした旧道路運送法第四十一条の免許の申請で新道路運送法第三十四条の四項の無償自動車運送事業に該当するものに係るものは、同法第四十五条の二第一項前段の規定によりした届出とみなす。

14 第二十四条の規定の施行の際現に旧道路運送法第八十一条の規定により認可を受けている特定自動車運送事業に係る運賃及び料金は、新道路運送法第四十五条第七項の規定により届け出た運賃及び料金とみなす。

15 この法律の施行の際現に存する住宅組合に關しては、旧住宅組合法は、この法律の施行後も、なおその効力を有する。

16 この法律（附則第一項各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為に對する罰則の適用については、なお従前の例による。

（運輸省設置法の一部改正）
17 運輸省設置法（昭和二十四年法律第百五十七号）の一部を次のように改正する。
第二十七条第一項第八号及び第五十一条第一項第四号中、「資格及び懲戒」を「及び資格」に改める。

18 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項第十五号の二「免許」の下に「許可」を加える。

19 運輸省設置法の一部を次のように改正する。
第四十一条第一項第三十八号中「及び自動車運送事業を免許し、及び」を「免許し、及び許可し、自動車運送事業を免許し、並びに」に、「又は認可する」を、「認可し、及び必要なら処分をする」に改め、同項第三十九号中「軽車両運送事業者」を「軽車両等運送事業者」に改める。

第二十八条第一項第五号及び同条第二項第一号並びに第五十一条第一項第八号中「軽車両運送事業者」を「軽車両等運送事業者」に改める。
（郵政省設置法の一部改正）
20 郵政省設置法（昭和二十三年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。
第十九条第一項の表電波監理審議会の項中「電波法（昭和二十五年法律第三十一号）」の下に「に基づき郵政大臣又は地方電波監理局長の処分」を加え、「異議申立て」を「不服申立て」に改める。

（道路交通法の一部改正）
21 道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）の一部を次のように改正する。
第八十五条第七項中「若しくは同条第三項第一号」を、「同条第三項第一号若しくは同条第四項第一号」に改める。
（ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件）に基づく大蔵省関係諸命令の措置に關する法律の一部改正
22 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に關する件に基づく大蔵省関係諸命令の措置に關する法律（昭和二十七年法律第四十三号）の一部を次のように改正する。
第八十四条から第六号までを次のように改める。

四から六まで 削除
（国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等）に關する法律等の一部改正
23 次に掲げる法律の規定中「第一条第一項」を「第二条第四項」に改める。
一 国の特定の支払金に係る返還金債権の管理の特例等に關する法律（昭和三十三年法律第八十九号）第六條第二項
二 開拓者資金に係る政府の貸付金債権の償還条件の緩和及び農林漁業金融公庫への移管等に関する特別措置法（昭和四十四年法律第八十号）第八條第一項

（所得税法の一部改正）
24 所得税法（昭和四十年法律第三十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一第一号の表中住宅組合の項を削る。
（法人税法の一部改正）
25 法人税法（昭和四十年法律第三十四号）の一部を次のように改正する。
別表第二第一号の表中住宅組合の項を削る。
（登録免許税法の一部改正）
26 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三十九号を次のように改める。

（船舶運送事業の免許又は許可）
三十九 船舶運送事業の免許又は許可
（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三條第一項（一般旅客定期航路事業の免許）の免許（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二條第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。）
（海上運送法第十九條の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二條第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一條第一項（自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可）の自動車航送貨物定期航路事業の許可若しくは旅客不定期航路事業の許可

登録免許税法の一部を次のように改正する。
別表第一第三十六号を次のように改める。
三十九 船舶運送事業の免許、許可又は登録
（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

を次のように改正する。
別表第二第一号の表中住宅組合の項を削る。
（登録免許税法の一部改正）
26 登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。
別表第三十九号を次のように改める。

（船舶運送事業の免許又は許可）
三十九 船舶運送事業の免許又は許可
（海上運送法（昭和二十四年法律第百八十七号）第三條第一項（一般旅客定期航路事業の免許）の免許（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二條第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る免許その他政令で定める免許を除く。）
（海上運送法第十九條の三第一項（特定旅客定期航路事業の許可）の特定旅客定期航路事業の許可（離島航路整備法（昭和二十七年法律第二百二十六号）第二條第二項（定義）に規定する離島航路事業に係る許可その他政令で定める許可を除く。）又は同法第二十一條第一項（自動車航送貨物定期航路事業及び旅客不定期航路事業の許可）の自動車航送貨物定期航路事業の許可若しくは旅客不定期航路事業の許可

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

（道路運送法（昭和二十六年法律第百八十三号）第四條第一項（一般自動車運送事業の免許）の一般自動車運送事業の免許（一時的な需要のために期間を限定して行なう免許その他政令で定める免許を除く。）
イ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許、一般貨物旅客自動車運送事業の免許又は一般路線貨物自動車運送事業の免許
ロ 一般乗用旅客自動車運送事業の免許又は一般区域貨物自動車運送事業の免許

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 許可、認可等の整理に関する法律案 道路交通法の一部を改正する法律案

七九八

(一) 道路運送法第四十五条第一項(特定自動車運送事業)の特定自動車運送事業の許可(一時的な需要のために期間を限定して行なう許可その他政令で定める許可を除く。)

(二) 道路運送法第八十条第一項(登録)の自動車運送取扱事業の登録

許可件数	一件につき一万円
登録件数	一件につき一万円

28 (消費生活協同組合法の一部改正)

消費生活協同組合法(昭和二十三年法律第二百号)の一部を次のように改正する。

第百九条第一号を次のように改める。

一 削除

(船舶整備公団法の一部改正)

29 船舶整備公団法(昭和三十四年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「(一般旅客定期航路事業に係る部分に限る。)」を削る。

(住宅金融公庫法の一部改正)

30 住宅金融公庫法(昭和二十五年法律第五十六号)の一部を次のように改正する。

第十七条第一項第二号を次のように改める。

二 削除

第十八条中「同項第二号に該当する住宅組合についてはその組合員の住宅を必要とする事由」を削る。

第二十一条の三第三項ただし書中「又は第六号に該当する場合においては、当該住宅、災害復興住宅、地すべり等関連住宅又は土地若しくは借地権に係る貸付金の額を、第七号」を削り、同項中第五号及び第六号を削り、第七号を第五号とし、第八号から第十一号までを二号ずつ繰り上げる。

31 (産業労働者住宅資金融通法の一部改正)

産業労働者住宅資金融通法(昭和二十八年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

第九条第三項中「第五号、第六号、第八号及び第九号」を「第六号及び第七号」に、「同項第十

号」を「同項第八号」に改める。

(地方税法の一部改正)

32 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。

第七十二条の五第一項第五号中「住宅組合」を削る。

第七十三条の七第十四号を削る。

(所得税法等の一部改正に伴う経過措置)

33 附則第十五項に規定する住宅組合に關しては、この法律の附則の規定による改正後の次の各号に掲げる法律の規定にかかわらず、なお従前の例による。

一 所得税法

二 法人税法

三 消費生活協同組合法

四 住宅金融公庫法

五 産業労働者住宅資金融通法

六 地方税法

理由

行政の簡素化及び合理化を図るため、許可、認可等の整理を行ふ必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。内閣委員会理事堀谷一夫君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔堀谷一夫君登壇〕

○堀谷一夫君 ただいま議題となりました許可、認可等の整理に関する法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、行政の簡素化及び合理化をはかるため、合計七十、関係法律三十の許可、認可等の整理を行なうとするものであります。

本案は、三月十七日本委員会に付託、三月二十三日政府より提案理由の説明を聴取し、慎重審議を行ない、四月二十七日、質疑を終了、討論もなく、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、道路交通法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

道路交通法の一部を改正する法律案を議題とい

たします。

道路交通法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十六年三月十六日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

道路交通法の一部を改正する法律

道路交通法(昭和三十五年法律第五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第六十三号の三」を「第六十三号の二」に、「第百十四号の四」を「第百十四号の五」に改める。

第二条第三号中「縦石線又は」を「縦石線若しくは」に改め、「工作物」の下に「又は道路標示」を加え、同条中第三号の二を第三号の三とし、第三号の次に次の一号を加える。

三の二 本線車道 高速自動車国道(高速自動車国道法(昭和三十一年法律第七十九号)第四条第一項に規定する道路をいう。以下同じ。)

又は自動車専用道路(道路法第四十八号の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。)

の本線車線により構成する車道をいう。

第二条第四号中「道路標示」の下に「(以下「道路標識等」という。))」を加え、同号の前に次の一号を加え、同条第七号の二を削る。

三の四 路側帯 歩行者の通行の用に供し、又は車道の効用を保つため、歩道の設けられていない道路又は道路の歩道の設けられていない側の路端寄りに設けられた帯状の道路の部分で、道路標示によつて区画されたものをいう。

第二条第十四号中「人力又は」及び「文字又は」を削り、「進め、注意、止まれ又はその他の」を「交通整理等のための」に改め、同条中第二十二号を第二十三号とし、第二十一号の次に次の一号を加

える。

二十二 進行妨害 車両等が、進行を継続し、又は始めた場合においては危険を防止するため他の車両等がその速度又は方向を急に変更しなればならないこととなるおそれがあるときに、その進行を継続し、又は始めることをいう。

第二条に次の二項を加える。

2 道路法第四十五条第一項の規定により設置された区画線は、この法律の規定の適用については、総理府令・建設省令で定めるところにより、道路標示とみなす。

3 この法律の規定の適用については、次に掲げる者は、歩行者とする。

一 身体障害者用の車いす又は小児用の車を通行させている者

二 自動二輪車、二輪の原動機付自転車又は二輪の自転車（これらの車両で側車付きのもの及び他の車両を牽引しているものを除く。）を押して歩いている者

第四条の見出しを（公安委員会の交通規制）に改め、同条第一項及び第二項を次のように改める。

都道府県公安委員会（以下「公安委員会」とい

う。）は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は交通安全その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があるとき、政令で定めるところにより、信号機又は道路標識等を設置し、及び管理して、交通整理、歩行者又は車両等の通行の禁止その他の道路における交通の規制をすることができ、この場合において、緊急を要するため道路標識等を設置するに当たるとき、その他道路標識等による交通の規制をすることが困難であると認めるときは、公安委員会は、その管理に属する都道府県警察の警察官の現場における指示により、道路標識等の設置及び管理による交通の規制に相当する交通の規制をす

ることができ、

2 前項の規定による交通の規制は、区域、道路の区間又は場所を定めて行なう。この場合において、その規制は、対象を限定し、又は適用される日若しくは時間を限定して行なうことができる。

第四条に次の一項を加える。

5 道路標識等の種類、様式、設置場所その他道路標識等について必要な事項は、総理府令・建設省令で定める。

第四条の付記を次のように改める。

（罰則）第一項後段については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号（警察署長等への委任）

第五条を次のように改める。

第五条 公安委員会は、政令で定めるところにより、前条第一項に規定する歩行者又は車両等の通行の禁止その他の交通の規制のうち、適用期間の短いものを警察署長に行なわせることができる。

2 公安委員会は、信号機の設置又は管理に係る事務を政令で定める者に委任することができ、

第六条の見出しを（警察官等の交通規制）に改め、同条第二項を同条第三項とし、同条第一項中「道路法第四十八条の四第一項に規定する自動車専用道路をいう。以下同じ。」を「道路法第四項において同じ。」に、「第三章第一節」を「第八章第一項、第三章第一節」に改め、同項を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

警察官又は第百十四条の四第一項に規定する交通巡視員（以下「警察官等」という。）は、信号その他の信号（以下「手信号等」という。）により交通整理を行なうことができる。この場合において、警察官等は、道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図るため特に必要があるとき、信号機の表示する信

号にかかわらず、これと異なる意味を表示する手信号等を行うことができる。

第六条に次の二項を加える。

4 警察官は、道路の損壊、火災の発生その他の事情により道路において交通の危険が生ずるおそれがある場合において、当該道路における危険を防止するため緊急の必要があると認めるときは、必要限度において、当該道路につき、一時、歩行者又は車両等の通行を禁止し、又は制限することができる。

5 第一項の手信号等の意味は、政令で定める。

第六条の付記を次のように改める。

（罰則）第二項については第百二十条第一項第一号、第四項については第百十九条第一項第一号、第百二十一条第一項第一号（信号機の信号等に従う義務）

第七条 道路を通行する歩行者又は車両等は、信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等（前条第一項後段の場合においては、当該手信号等）に従わなければならない。

（罰則）第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号（通行の禁止等）

第八条 歩行者又は車両等は、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行してはならない。

2 車両は、警察署長が政令で定めるやむを得ない理由があるとき、前項の許可をしたときは、前項の規定にかかわらず、道路標識等によりその通行を禁止されている道路又はその部分を通行することができる。

3 警察署長は、前項の許可をしたときは、許可証を交付しなければならない。

4 前項の規定により許可証の交付を受けた車両の運転者は、当該許可に係る通行中、当該許可証を携帯していなければならない。

5 第二項の許可を与える場合において、必要があるとき、警察署長は、当該許可に

あると認めるときは、警察署長は、当該許可に条件を付することができる。

6 第三項の許可証の様式その他第二項の許可について必要な事項は、総理府令で定める。

（罰則）第一項については第百十九条第一項第一号の二、同条第二項、第百二十一条第一項第一号、第五項については第百二十一条第一項第一号の二

（歩行者用道路を通行する車両の義務）

第九条 車両は、歩行者の通行の安全と円滑を図るため車両の通行が禁止されている道路（第十三条の二において「歩行者用道路」という。）を、前条第二項の許可を受け、又はその禁止の対象から除外されていることにより通行するときは、特に歩行者に注意して徐行しなければならない。

（罰則）第百十九条第一項第一号の二、同条第二項

第十条第一項中「歩道」の下に「又は歩行者の通行に十分な幅員を有する路側帯（次項及び次条において「歩道等」という。）を加え、同項に次のただし書を加え、同条第二項中「歩道」を「歩道等」に改める。

ただし、道路の右側端を通行することが危険であるときその他やむを得ないときは、道路の左側端に寄つて通行することができる。

第十一條第一項及び第二項中「歩道」を「歩道等」に改める。

第十二條の見出し中「横断歩道及び」を削り、同条第一項を削り、同条第二項中「前項の」を削り、同項を同条第一項とし、同条第三項中「歩行者は」の下に「交差点において道路標識等により斜めに道路を横断することができる」とされ、同条第十三條第二項を次のように改める。

2 歩行者は、道路標識等によりその横断が禁止されている道路の部分においては、道路を横断してはならない。

第十三条の次に次の一条を加える。

(歩行者用道路等の特例)

第十三条の二 歩行者用道路又はその構造上車面等が入ることができないこととなつている道路を通行する歩行者については、第十条から前条までの規定は、適用しない。

第十四条第一項及び第二項中「白色に塗つたつえ」を「政令で定めるつえ」に改める。

第十五条中「第十二条第二項若しくは第三項」を「第十二条」に改める。

第十六条第三項中「高速通行路にある交差点に入ろうとする自動車又は高速通行路にある交差点を通行する」を「本線車道を通行している」に改める。

第十七条第一項中「歩道と」を「歩道又は路側帯以下この条において「歩道等」という。）と」に、「と

きは、歩道を横断することができる」を場合において歩道等を横断するとき、又は第四十七条第三項若しくは第四十八条の規定により歩道等で停車し、若しくは駐車するため必要な限度において歩道等を通行するときは、この限りでない」に改め、

同条第二項中「歩道を歩道等」に改め、同条第三項中「歩道」を「歩道等」に、「公安委員会が道路又は交通の状況により特に必要があると認めて道路の中央以外の部分を指定した場合においてはその指定した」を「道路標識等による中央線が設けられているときはその中央線の設けられた」に改め、

同条第四項第四号中「限る」を「限るものとし」、道路標識等により追越しのため右側部分にはみ出して通行することが禁止されている場合を除く」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 勾配の急な道路のまがりかど附近について、道路標識等により通行の方法が指定されている場合において、当該車両が当該指定に従い通行するとき。

第十七条第五項中「安全地帯」の下に「又は道路標識等により車両の通行の用に供しない部分であることが表示されているその他の道路の部分」を

加之、同条第六項を削る。

第十七条の三の見出し中「歩道通行」を「歩道通行等」に改め、同条第一項中「公安委員会が歩道又は交通の状況により支障がないと認めて指定した区間の」を「道路標識等により通行することができるとされている」に改め、同条第三項を削り、

同条第二項中「前項の場合において、二輪の自転車」を「前二項の場合において、二輪の自転車又は軽車両に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加え、同条の付記中「第二項」を「第三項」に改める。

2 軽車両は、第十七条第一項の規定にかかわらず、著しく歩行者の通行を妨げることとなる場合を除き、路側帯（軽車両の通行を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたものを除く。）を通行することができる。

第十八条の見出しを「(左側寄り通行等)」に改め、同条第一項中「次項において同じ。」を削り、「第二十五条第一項」を「第二十五条第二項」に、「の規定により道路の中央に寄るとき、若しくは」の規定により道路の」を「若しくは」は第四同条第四項の規定により道路の」を「若しくは」は第四

項の規定により道路の中央若しくは」に改め、同条第二項中「ときは、歩行者の通行を妨げないよう」に「場合その他の場合において、歩行者の側方を通過するときは、これとの間に安全な間隔を保ち、又は徐行」に改め、同条に付記として次のように加える。

(罰則 第二項については第百十九条第一項
第二号の二)
第十九条第二項中「公安委員会が道路又は交通
の状況により支障がないと認めて指定した道路の

「**区間**」を「**道路標識**等により並進することができる」となされてはいるが、**道路**に改める。

第二十条第一項を削り、同条第二項中「**前項の**」を削り、同項に次のたゞし書を加え、同項を同条

第一項とする。

ただし、自動車（小型特殊自動車及び道路標識等によつて指定された自動車を除く。）は、当

該道路の左側部分（當該道路が一方通行となつてゐるときは、當該道路）に三以上の車両通行帯が設けられてゐるときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯を通行することができぬ。

第二十條第三項を削り、同条第四項中「第三十
 一條第二項の規定により道路の中央に寄るとき、
 同条第一項、第三項若しくは第四項の規定により
 道路の左側」を「第二項若しくは第三十四條第一
 項第四項までの規定により道路の左側端、中

八に、「第三十四条の二第二項の規定による通行区分」を、「第三十五条第一項の規定」に、「第二十条の二」を、「第二十六条の二第三項」に、「第二項の二」を、「前二項」に改め、同項を同条第一項とし、同項の前に次の一項を加え、同条の付

車両は、車両通行帯の設けられた道路において、道路標識等により前項に規定する通行の区分と異なる通行の区分が指定されているとき

は、当該通行の区分に従い、当該車両通行帯を通行しなければならない。

第二十條の次に次の一条を加える。

(路線バス等優先通行帯)

第二十條の二 道路運送法第三條第二項第一号に掲げる一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する

る自動車その他の政令で定める自動車（以下この条において「路線バス等」という。）の優先通行帯であることが道路標識等により表示されている車両通行帯が設けられている道路において

は、自動車（路線バス等を除く。以下この条において同じ。）は、路線バス等が後方から接近してきた場合に当該道路における交通の混雑のため当該車両通行帯から出ることができないこと

となるときは、当該車両通行帯を通行してはならず、また、当該車両通行帯を通行している場合において、後方から路線バス等が接近してき

たときは、その正常な運行に支障を及ぼさないように、すみやかに当該車両通行帯の外に出ないければならない。ただし、この法律の他の規定により通行すべきこととされている道路の部分当該車両通行帯であるとき、又は道路の状況その他の事情によりやむを得ないときは、この

限りでない。

前条第一項本文の規定は、前項の車両通行帯の直近の右側の車両通行帯又は道路の部分を通行する自動車については、適用しない。

(罰則) 第一項については第百二十条第一項

第三号、同条第二項)
第二十一条第一項中「次条を」次条第一項に改
め、同条第二項第三号を次のように改める。
三 道路標識等により軌道敷内を通行すること
ができることとされている自動車が行き止まりの

第二十二條から第二十四條までを次のように改める。

（最高速度）

第二十二條 車両は、道路標識等によりその最高速度が指定されている道路において、その指定する最高速度を超えて運転してはならない。

速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては法令で定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

路面電車又はトロリーパスは、軌道法（大正十年法律第七十六号）第十四条（同法第三十一条において準用する場合を含む。第六十二条にお

いて同じ。の規定に基づく命令で定める最高速度をこえない範囲内で道路標識等によりその最高速度が指定されている道路においてはその最高速度を、その他の道路においては当該命令で

定める最高速度をこえる速度で進行してはならない。

(罰則) 第一百十八条第一項第二号、同条第二

（最低速度）
二十三条 自動車は、道路標識等によりその最低速度が指定されている道路（第七十五条の四

に規定する高速自動車国道の本線車道を除く。)
においては、法令の規定により速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その最低速度に達しない速度で進行してはならない。

(急ブレーキの禁止)

第二十四条 車両等の運転者は、危険を防止するためやむを得ない場合を除き、その車両等を急に停止させ、又はその速度を急激に減ずることとなるような急ブレーキをかけてはならない。

(罰則 第百十九条第一項第一号の三)

第二十五条の見出しを「道路外に出る場合の方法」に改め、同条第二項中「右に横断」を「道路外に出るため左折又は右折を」に改め、「軽車両及びトロリーバスを除く。」を削り、「前項」を「前二項」に、「道路の中央」を「それぞれ道路の左側端、中央又は右側端」に、「したときは」を「した場合には」に改め、「車両は」の下に、「その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除き」を加え、「進行」を「道路の變更」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項中「右に横断する」を「道路外に出るため右折する」に改め、「道路の中央」の下に「(当該道路が一方通行となつてゐるときは、当該道路の右側端)」を加え、同項を同条第二項とし、同条第一項として次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第一項及び第二項については」に、「第二項」を「第三項」に改める。

車両は、道路外に出るため左折するとき、あらかじめその前からできる限り道路の左側端に寄り、かつ、徐行しなければならない。

第二十五条の二第一項中「あるときは」の下に「道路外の施設若しくは場所に入出入するための左折若しくは右折を」を加え、同条第二項を次のように改める。

2 車両は、道路標識等により横断、転回又は後退が禁止されている道路の部分においては、当該禁止された行為をしてはならない。

第二十六条第二項を削る。

第二十六条の二の見出し中「及び制限」を削り、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、車両通行帯を通行している場合において、その車両通行帯が当該車両通行帯を通行している車両の進路の變更の禁止を表示する道路標示によつて区画されているときは、次に掲げる場合を除き、その道路標示をこえて進路を變更してはならない。

第二十六条の二を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

車両は、みだりにその進路を變更してはならない。

2 車両は、進路を變更した場合にその變更した後の進路と同一の進路を後方から進行して行く車両等の速度又は方向を急に變更させることとなるおそれがあるときは、進路を變更してはならない。

第二十六条の二の付記を次のように改める。

(罰則 第二項については第百二十条第一項第二号 第三項については第百二十条第一項第三号、同条第二項)

第二十七条第一項中「以下この条において同じ。」を削り、同条第二項中「車両は」を「車両(乗合自動車及びトロリーバスを除く。)」に改める。

第二十八条第一項中「この条及び次条」を「この節に改め、ただし書を削り、同条第三項中「前二項」を「前三項」に改め、「以下」を削り、「方向」の下に「又は後方」を加え、同項を同条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 車両は、他の車両を追い越そうとする場合において、前車が第二十五条第二項又は第三十四条第二項若しくは第四項の規定により道路の中央又は右側端に寄つて通行しているときは、前項の規定にかかわらず、その左側を通行しなければならない。

第二十九条中「してはならない」を「始めてはならない」に改める。

第三十条各号列記以外の部分を次のように改める。

車両は、道路標識等により追越しが禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の道路の部分においては、他の車両(軽車両を除く)を追い越すため、進路を變更し、又は前車の側方を通過してはならない。

第三十条第一号中「交差点、踏切、」を削り、同条第三号中「横断歩道」を「交差点(当該車両が第三十六条第二項に規定する優先道路を通行している場合における当該優先道路にある交差点を除く。)、踏切又は横断歩道及びこれら」に改め、同条第四号を削る。

第三十一条の次に次の一条を加える。

(乗合自動車の発進の保護)
第三十一条の二 停留所において乗客の乗降のため停車していた乗合自動車が発進するため進路を變更しようとして手又は方向指示器により合図をした場合においては、その後方にある車両は、その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除き、当該合図をした乗合自動車の進路の變更を妨げてはならない。

(罰則 第百二十条第一項第二号)
第三十三条第一項中「直前で停止し、」を「直前(道路標識等による停止線が設けられてゐるときは、その停止線の直前。以下この項において同じ。)で停止し、」に改める。

第三十四条第一項中「左側を」を「左側端に、」(公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した道路標識等により通行すべき部分が指定されてゐるときは、その指定されたに改め、同条第二項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点の部分に指定した場合においては、その指定した道路標識等により通行すべき部分が指定されてゐるときは、その指定され

た」に改め、同条第三項中「左側」を「左側端」に改め、同条第四項中「公安委員会が道路又は交通の状況により、特に必要があると認めて交差点又はその直近の部分に指定した場合においては、その指定した道路標識等により通行すべき部分が指定されてゐるときは、その指定されたに改め、同条第五項中「左側」を「左側端」に、「したときは」を「した場合には」に改め、「車両は」の下に「その速度又は方向を急に變更しなければならぬこととなる場合を除き」を加え、「進行」を「進路の變更」に改める。

第三十五条を削り、第三十四条の二の見出しを「(指定通行区分)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「車両は、交差点で直進し、左折し、又は右折しようとする場合において、その通行している道路について前項の規定により」を「車両(軽車両を除く。)」に改め、同条第一項とし、同条第三項中「第一項の規定による」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条の付記中「第二項については」を「第一項については」に、「第三項」を「第二項」に改め、同条を第三十五条とする。

第三十六条を次のように改める。
(交差点における他の車両等との関係等)
第三十六条 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点においては、次項の規定が適用される場合を除き、次の各号に掲げる区分に従ひ、当該各号に掲げる車両等の進行妨害をしてはならない。

一 車両である場合 その通行している道路と交差する道路(以下「交差道路」という。)を左方から進行して行く車両及び交差道路を通行する路面電車

二 路面電車である場合 交差道路を左方から進行して行く路面電車

昭和三十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 道路交通法の一部を改正する法律案

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 道路交通法の一部を改正する法律案

八〇二

2 車両等は、交通整理の行なわれていない交差点において、その通行している道路が優先道路(道路標識等により優先道路として指定されているもの及び当該交差点において当該道路における車両の通行を規制する道路標識等による中央線又は車両通行帯が設けられている道路をいう。以下同じ。)である場合を除き、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、当該交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

3 車両等(優先道路を通行している車両等を除く。)は、交通整理の行なわれていない交差点に入ろうとする場合において、交差道路が優先道路であるとき、又はその通行している道路の幅員よりも交差道路の幅員が明らかに広いものであるときは、徐行しなければならない。

4 車両等は、交差点に入ろうとし、及び交差点内を通行するときは、当該交差点の状況に応じ、交差道路を通行する車両等、反対方向から進行してきて右折する車両等及び当該交差点又はその直近で道路を横断する歩行者に特に注意し、かつ、できる限り安全な速度と方法で進行しなければならない。

(罰則) 第一項については第百二十条第一項第二号、第二項から第四項までについては第百十九条第一項第二号の二、第三十七條の見出しを削り、同条第一項中、第三十五條第一項の規定にかかわらずを削り、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同条第二項を削る。

第三十八條第一項を次のように改める。
車両等は、横断歩道に接近する場合には、当該横断歩道を通ずる際に当該横断歩道によりその進路の前方を横断しようとする歩行者がいないことが明らかなる場合を除き、当該横断歩道の直前(道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線の直前。以下この項にお

いて同じ。)で停止することができような速度で進行しなければならない。この場合において、横断歩道によりその進路の前方を横断し、又は横断しようとする歩行者があるときは、当該横断歩道の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようしなければならない。

第三十八條第二項中「交通整理の行なわれていない横断歩道の直前で停止」を「横断歩道(当該車両等が通過する際に信号機の表示する信号又は警察官等の手信号等により当該横断歩道による歩行者の横断が禁止されているものを除く。次項において同じ。)又はその手前の直前で停止」に、当該横断歩道の直前で停止」を「その前方に出る前に」に改め、同条第三項中「交通整理の行なわれていない」を削り、同条の付記中「第二号の二」を「第二号、同条第二項」に改める。

第四十條第二項中「(高速通行路を除く。)」を削る。

第四十一條第一項中「第十八條、第二十條第二項及び第三項、第二十五條第一項、第二十六條の二を」第八條第一項、第十七條第五項、第十八條、第二十條第一項及び第二項、第二十五條の二、第二十六條第一項及び第二項、第二十五條の二第二項、第二十六條の二第三項に、第三十四條の二第二項並びに第三十八條第三項を「第三十五條第一項並びに第三十八條第一項前段及び第三項」に改め、同条第二項中「第六十八條」を「第二十二條」に改め、同条第三項中「第十八條並びに第二十五條の二第二項に改め、同条第四項中、第十八條、第二十條第二項及び第三項並びに第六十九條」を「及び第五項、第十八條第一項、第二十條第一項及び第二項、第二十條の二、第二十三條並びに第二十五條の二第二項」に改める。

第四十一條の二第二項中「進行」を「通行」に改め、同条第四項中「第十八條、第二十條第二項及び第三項、第二十五條第一項、第二十六條の二を」に改め、同条第三項、第二十五條第一項、第二十六條の二を

「第八條第一項、第十七條第五項、第十八條、第二十條第一項及び第二項、第二十五條第一項及び第二項、第二十六條の二第二項、第二十六條の二第三項」に、「第三十四條の二第二項、第三十八條第三項」を「第三十五條第一項、第三十八條第一項前段及び第三項」に改める。

第四十二條及び第四十三條を次のように改める。

(徐行すべき場所)

第四十二條 車両等は、道路標識等により徐行すべきことが指定されている道路の部分を通ずる場合及び次に掲げるその他の場合において、徐行しなければならない。

一 左右の見とおしがきかない交差点に入ろうとし、又は交差点内で左右の見とおしがきかない部分を通ずる場合(当該交差点において交通整理が行なわれている場合及び優先道路を通行している場合を除く。)

二 道路のまがりかど附近、上り坂の頂上附近又は勾配の急な下り坂を通ずるとき。

(罰則) 第百十九條第一項第二号、同条第二項(指定場所における一時停止)

第四十三條 車両等は、交通整理が行なわれていない交差点又はその手前の直近において、道路標識等により一時停止すべきことが指定されているときは、道路標識等による停止線の直前(道路標識等による停止線が設けられていない場合には、交差点の直前)で一時停止しなければならない。この場合において、当該車両等は、第三十六條第二項の規定に該当する場合のほか、交差道路を通行する車両等の進行妨害をしてはならない。

(罰則) 第百十九條第一項第二号、同条第二項

第四十四條中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により停車及び駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、同条第三号

中「手前」を「前後に」、「前に」を「それぞれ前後に」に改め、同条第七号を削り、同条の付記中「第百二十條第一項第五号」を「第百十九條の二第一項第一号」に改める。

第四十五條第一項中「次の各号に掲げる」を「道路標識等により駐車が禁止されている道路の部分及び次に掲げるその他の」に改め、「第六号に掲げる場所においては」を削り、同項第四号中「消火栓」の下に、「指定消防水利の標識が設けられている位置」を加え、同項第六号を削り、同条第二項中「第四十八條第一項」を「第四十七條第二項又は第三項」に改め、「三・五メートル」の下に「(道路標識等により距離が指定されているときは、その距離)」を加え、同条の付記中「第百二十條第一項第五号」を「第百十九條の二第一項第一号」に改める。

第四十六條中「公安委員会が、道路又は交通の状況により特に支障がないと認めて、及び」(第四十四條第一号及び第七号並びに前条第一項第五号及び第六号に係るものを除く。)を削り、「指定した場所においては、前二条を」、道路標識等により停車又は駐車をすることができるとされているときは、これらに改める。

第四十七條の見出し中「停車」の下に「又は駐車」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の二項を加え、同条の付記中「第百二十條第一項第六号」を「第百十九條の二第一項第二号」に改める。

2 車両は、駐車するときは、道路の左側端に沿い、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

3 車両は、車道の左側端に接して路側帯(当該路側帯における停車及び駐車を禁止することを表示する道路標示によつて区画されたもの及び政令で定めるものを除く。)が設けられている場所において、停車し、又は駐車するときは、前二項の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該路側帯に入り、かつ、他の交通の妨害とならないようにしなければならない。

第四十八條から第五十條までを次のように改める。

(停車又は駐車の方法の特例)

第四十八條 車両は、道路標識等により停車又は駐車の方法が指定されているときは、前条の規定にかかわらず、当該方法によつて停車し、又は駐車しなければならない。

〔罰則 第一百九条の二第一項第一号、同条第二項〕

(駐車時間の制限等)

第四十九条 車両は、道路標識等により同一の車両が引き続き駐車することができるときが制限されている道路の部分においては、当該制限されている時間をこえて駐車してはならない。

2 公安委員会は、前項に規定する道路の部分

（駐車場法（昭和三十三年法律第百六号）第二条第一号に規定する路上駐車場（第百十条の二において「路上駐車場」という。）が設置されている

道路の部分を除く）について、総理府令・建設省令で定める構造のパーキング・メーターを設置し、及び管理することができる。この場合において、公安委員会は、総理府令で定める者による管理を委託することができる。

3 車面は、第一項に規定する道路の部分に駐車する場合において、当該道路の部分について前項のパーキング・メーターが設置されているときは、当該車面の駐車につき政令で定めるところにより当該パーキング・メーターが作動されている場合でなければ、駐車してはならない。

4 第一項に規定する道路の部分について、駐車場法第五条第四項に規定する路上駐車場管理者により第二項に規定する構造のパーキング・メーターが設置されているときは、当該パーキング・メーターは、前項の規定の適用については、第二項のパーキング・メーターとみなす。

(罰則 第一項及び第三項については第百十九條の二第一項第一号、同条第二項)

第五十条 交通整理の行なわれている交差点に入

ろうとする車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、交差点（交差点内に道路標識等による停止線が設けられているときは、その停止線をこえた部分。以下この項において同じ。）に入つた場合においては当該交差点内で停止することとなり、よつて交差点道路における車両等の通行の妨害となるおそれがあるときは、当該交差点に入つてはならない。

2 車両等は、その進行しようとする進路の前方の車両等の状況により、横断歩道、踏切又は道路標示によつて区画された部分に入つた場合においては、その部分で停止することとなるおそれがあるときは、これらの部分に入つてはならない。

（罰則）第二百二十條第一項第五号、同条第二項

第五十一条第一項中「第四十五條若しくは第四十八條の規定又は第四十九條の規定による公安委員会の処分」を「第四十五條第一項若しくは第二項、第四十七條第二項若しくは第三項、第四十八條又は第四十九條第一項の規定」に改め、「場合において、当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがある」を削り、「同条第三項中」、「当該車両が道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあり、かつ」を削り、同条に次の一項を加える。

8 前項の規定により徴収する費用の額は、保管に係る費用以外の費用にあつては五千円を、保管に係る費用にあつては一日当たり三千円をこえない範囲内で都道府県規則で定めたときは、その定めた額とする。

第五十二条第二項中「行き違ひ場合」の下に「又は他の車両等の直後を進行する場合を加える。

第五十三条第一項中「軽車両を除く」の下に「。第三項において同じ」を加え、「横断し」を削り、

同条に次の一項を加え、同条の付記中「第一項については」を「第二項及び第三項については」に改める。

3 車輛の運転者は、第一項に規定する行為を終
わつたときは、当該合図をやめなければならない
ものとし、また、同項に規定する合図に係る
行為をしないのかかわらず、当該合図をして
はならない。

第五十四条第一項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第五十七條第一項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載物の重量、大きさ若しくは積載の方法（以下この条において「積載重量等」という。）」に改め、同条第二項中「積載重量若しくは積載容量」を「積載重量等」に改め、同条第三項中「積載重量若しくは積載容量」、「重量又は容量」及び「重量及び容量」を「積載重量等」に改める。

第六十二條中「運輸者は、」の下に「その装置が」を加え、「により定められた装置を備えていないか、又はこれらの装置が調整されていないため交通の危険を生じさせるおそれがある車両等（以下「整備不良車両」という。）」を「の」の規定に定めるところに適合しないため交通の危険を生じさせ、又はこれら

他人に迷惑を及ぼすおそれがある車両等（次条第一項において「整備不良車両」という。）に改める。

二項において同じ。」を削り、同条第二項中「図る」を「図り、又は他人に及ぼす迷惑を防止する」に改め、同条第三項中「危険」の下に「又は他人に及ぼす

第六十三條の二を削り、第六十三條の三を第六

第十三条の二とする。
第六十六条の付記中「第二号」を「第三号」に改める。

第六十七条の付記中「第十一号の三」を「第十一号」に改める。

第六十八条及び第六十九条を次のように改める。

第六十八条及び第六十九条 削除

第七—一条中「前三条」を「前条」に改め、同条第二号中白色に塗つたつえ」を「同項の規定に基づく政令で定めるつえ」に改め、同条第四号中「乗車している者」の下に「の転落を加え」「貨物の転落を」「物の転落若しくは飛散」に改め、同号の次に次の一号を加える。

四の二 安全を確認しないてドアを開き、又は車両等から降りないようにし、及びその車両等に乗車している他の者がこれらの行為に

より交通の危険を生じさせないようにするた
め必要な措置を講ずること。

第七十一条第五号の次に次の一号を加え、同条
の付記中「及び第六号から第六号まで」を「第四号
から第五号まで及び第六号」に改める。

五の二の「自動車又は原動機付自転車」を「自動車又は原動機付自転車（以下「自動車」という。）」と改める。

きは、その車両の装置に応じ、その車両が他人に無断で運転されることがないようにするため必要な措置を講ずること。

第七十一条の二第二項中「公安委員会が指定した」を「道路標識等により指定された」に改める。

第七十二条の付記中「第十一号の四」を「第十二号の二」に改める。

第七十四條第二項中「第六十八條」を「第三十二條」に改める。

中「第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第七十四条の二に次の三項を加え、同条の付記

中「第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第五 安全運転管理者の処理すべき事項の範囲は、
総理府令で定める。

6 自動車の使用者は、安全運転管理者に対し、前項の規定に基づく総理府令で定める事項を処

7 自動車の使用者は、公安委員会からその選任
理するため必要な権限を与えなければならな
い。

に係る安全運転管理者について第百八条の二第一項第一号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該安全運転管理者に当該講習を受けさせなければならない。

第七十五条の三中「対し、」の下に「第十七条第一項及び」を、「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、「第三章第一節」を「第八章第一項、第三第一節」に改める。

第七十五条の四を次のように改める。
(最低速度)

第七十五条の四 自動車は、法令の規定によりその速度を減ずる場合及び危険を防止するためやむを得ない場合を除き、高速自動車国道の本線車道(政令で定めるものを除く。)においては、道路標識等により自動車の最低速度が指定されている区間にあつてはその最低速度に、その他の区間にあつては政令で定める最低速度に達しない速度で運転してはならない。

(署則 第二百一十條第一項第十二号)

第七十五条の五を削り、第七十五条の六中「高速通行路又は自動車専用道路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の五とする。

第七十五条の七の見出しを「(本線車道に入る場合等における他の自動車との関係)」に改め、同条第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、「入ろうとする場合」の下に「(本線車道から他の本線車道に入ろうとする場合にあつては、道路標識等により指定された本線車道に入ろうとする場合に限る。)」を加え、「進行を妨げ」を「進行妨害をし」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該交差点において、交通整理が行なわれているときは、この限りでない。

第七十五条の七第二項中「高速通行路」を「本線車道」に、「ときは」を「場合又はその通行している本線車道から出ようとしている場合においては」に、「進行を通行」に改め、同条を第七十五条の六とし、同条の次に次の一条を加える。

(本線車道の出入の方法)

第七十五条の七 自動車は、本線車道に入ろうとする場合において、加速車線が設けられているときは、その加速車線を通行しなければならぬ。

2 自動車は、その通行している本線車道から出ようとする場合においては、あらかじめその前から出口に接続する車両通行帯を通行しなければならぬ。この場合において、減速車線が設けられているときは、その減速車線を通行しなければならぬ。

(罰則 第二百一十條第一項第五号)

第七十五条の八第一項第二号中「路肩」の下に「又は路側帯」を加え、同条第二項に後段として次のように加え、同条の付記中「第二百一十條第一項第六号」を「第二百一十條の二第一項第二号」に改める。

この場合において、同条第三項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない道路上の場所」とあるのは、政令で定める場所とし、同条第四項中「当該車両が駐車している場所からの距離が五十メートルをこえない範囲の地域内の道路上に当該車両を移動する場所がないとき」とあるのは「前項の政令で定める場所に当該車両を移動することができないとき」と読み替へるものとする。

第七十五条の九第一項中「第七十五条の四第二項」を「第七十五条の五及び第七十五条の七」に改め、同条第二項中「第七十五条の四第二項及び次条」を「第七十五条の四及び第七十五条の五」に改める。

第七十五条の十を削り、第七十五条の十一第一項中「高速通行路」を「本線車道」に改め、同条を第七十五条の十とし、第四章の二第三節同条の次に次の一条を加える。

(座席ベルトの装着)

第七十五条の十一 自動車の運転者は、高速自動車国道又は自動車専用道路において自動車を運転するときは、当該自動車に備えられている座席ベルトを装着し、及び当該自動車に乗車している他の者に装着させるようにつとめなければならない。

第八十五条第五項中「大型免許、普通免許若し

くは大型特殊免許によつて運転することができない自動車」を「大型自動車、普通自動車若しくは大型特殊自動車」に改める。

第九十条第一項中「合格した者」の下に「当該運転免許試験に合格した日から起算して一年を経過していない者に限る。」を加え、「で、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあり、これに免許を与えることが適当でない」と認めるものを削り、同条第三項中「判明し、かつ、その者が自動車等を運転することが著しく道路における交通の危険を生じさせるおそれがあると認められるを」判明したに改め、同条第七項を次のように改める。

7 公安委員会は、第一項ただし書の規定により免許を保留され、又は第三項の規定により免許の効力の停止を受けた者が第八十条の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の保留の期間又は効力の停止の期間を短縮することができる。

第九十三条第二項中「同条第九項後段(第九十条第七項において準用する場合を含む。)」を「第九十条第七項若しくは第九十三条第九項に改める。

第九十六条第二項中「当該免許によつて運転することができない自動車」を「普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同条第四項第一号中「当該免許によつて運転することができない自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改め、同項第二号中「大型免許、普通免許又は大型特殊免許によつて運転することができない自動車」を「大型自動車、普通自動車又は大型特殊自動車」に改める。

第九十七条第一項中「仮免許の運転免許試験にあつては第一号から第三号まで、」を削り、「第二号及び第四号」を「及び第二号」に改め、同項第三号を次のように改め、同項第四号を削る。

三 自動車等の運転について必要な知識
第九十七条第二項中「前項を」前二項に改め、

同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項第三号に掲げる事項についての運転免許試験は、第八十条の規定により国家公安委員会が作成する教則の内容の範囲内で行なう。

第九十八条第一項中「及び法令、自動車の構造及び取扱方法」を「知識」に改め、同条第三項中「適合しなかつたとき」の下に、又は指定自動車教習所を管理する者が第六項の規定に違反したときを加え、同条に次の一項を加える。

6 指定自動車教習所を管理する者は、公安委員会から当該指定自動車教習所の職員について第八十条の二第一項第三号に規定する講習を行なう旨の通知を受けたときは、当該職員に当該講習を受けさせなければならない。

第九十九条第一項中第二号及び第三号を削り、第四号を第二号とし、第五号を削る。

第一百一条の二の次に次の一条を加える。

(更新を受けようとする者の義務)

第一百一条の三 免許証の更新を受けようとする者は、第八十条の二第一項第四号に規定する講習を受けるようにつとめなければならない。

第九十三条第九項を次のように改める。

9 公安委員会は、第二項又は第四項の規定による免許の効力の停止を受けた者(第八十八条第一項第三号に該当するに至らない程度の身体障害等が自動車等の運転に支障を及ぼすおそれのあるものが生じた者を除く。)が第八十条の二第一項第二号に規定する講習を終了したときは、政令で定める範囲内で、その者の免許の効力の停止の期間を短縮することができる。

第一百七条の五第二項中「同条第九項後段」を「同条第九項」に改める。

第七章中第八十条を第八十条の三とし、同条の前に次の二条を加える。

(交通の方法に関する教則の作成)

第八十条 国家公安委員会は、道路を通行する者が適正な交通の方法を容易に理解することがで

きるようにするため、次に掲げる事項を内容とする教則を作成し、これを公表するものとする。

一 法令で定める道路の交通の方法

二 道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、又は道路の交通に起因する障害を防止するため、道路を通行する者が勵行することが望ましい事項

三 前二号に掲げるもののほか、自動車の構造その他自動車又は原動機付自転車の運転に必要な知識

(講習)

第百八条の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、次に掲げる講習を行なうものとする。

一 安全運転管理者に対する講習

二 第九十条第一項ただし書の規定による免許の保留、同条第三項若しくは第百三条第二項若しくは第四項の規定による免許の効力の停止又は第百七条の五第一項の規定若しくは同条第八項において準用する第百三条第四項の規定による六月をこえない範囲内の自動車等の運転の禁止を受けた者(同条第二項第一号又は第百七条の五第一項第一号に該当することとを理由としてこれらの処分を受けた者を除く。)に対する講習

三 指定自動車教習所の政令で定める職員に対する講習

四 免許証の更新を受けようとする者に対する講習

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項に規定する講習の実施を委託することができる。

第百九条の次に次の一条を加える。

(情報の提供)

第百九条の二 公安委員会は、総理府令で定めるところにより、車両の運転者に対し、車両の通行に必要な情報を提供するようにつとめなければならない。

2 公安委員会は、総理府令で定める者に前項の情報の提供に係る事務を委託することができる。

第百十條の二の見出しを「特定の交通の規制等の手続」に改め、同条第一項前段中「第七條第一項、第二十二條第二項又は第四十二條」を削り、同条第二項中「交通公害の防止を図るため第七條第一項の規定」を「第四條第一項の規定に基づき第八條第一項の道路標識等」に改め、「又は制限し」及び「又は制限」を削り、同条に次の五項を加える。

3 公安委員会(第五條第一項の規定により権限を委任された警察署長を含む。以下この条において同じ。)は、第四條第一項の規定に基づき、

第二條第一項第三号、第三号の四、第四号若しくは第七号、第八條第一項、第十三條第二項、第十七條第三項、第四項第五号若しくは第五項、第十七條の三第一項、第二十二條第一項又は第二十三條の道路標識等(第十七條第五項の道路標識等にあつては総理府令・建設省令で定めるもの)に限り、第二十二條第一項の道路標識等にあつては同項の政令で定める最高速度をこえる最高速度に係るものに限り、以下この条において同じ。)により交通の規制を行なうものとするときは、当該規制の適用される道路(第十七條の三第一項及び第二十二條第一項の道路標識等以外の道路標識等に係る場合にあつては、道路法による道路に限る。)の管理者の意見をきかなければならない。ただし、第八條第一項の道路標識等による交通の規制を行なう場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、この限りでないものとし、この場合には、事後において、すみやかに当該交通の規制に係る事項を通知しなければならない。

4 公安委員会は、高速自動車国道又は自動車専用道路について、第四條第一項の規定に基づき、前項本文に規定する道路標識等又は第十七條第四項第四号、第三十條、第四十二條若しくは

は第七十五條の四の道路標識等により交通の規制を行なうものとするときは、前項本文の規定にかかわらず、当該道路の管理者に協議しなければならない。同項ただし書の規定は、当該協議について準用する。

5 公安委員会は、第四條第一項の規定に基づき、第四十四條又は第四十五條第一項の道路標識等により路上駐車場が設けられている道路の部分における停車及び駐車又は駐車を禁止しようとするときは、その禁止しようとする旨及び禁止の期間について当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきいたうえで、期間を定めて行なわなければならない。この場合において、緊急を要するためやむを得ないと認められるときは、当該地方公共団体の意見をきかないで当該禁止をすることができるとし、当該禁止をしたときは、すみやかに当該禁止をした旨及び禁止の期間を通知しなければならない。

6 公安委員会は、路上駐車場が設けられている道路の部分について、第四條第一項の規定に基づき第四十九條第一項の道路標識等により車両の駐車時間を制限しようとするときは、当該路上駐車場を設置した地方公共団体の意見をきかなければならない。

7 公安委員会は、駐車場法第三條第一項に規定する駐車場整備地区内において第四十九條第二項のパーキング・メーターを設置しようとするときは、同法第四條第一項の規定により路上駐車場設置計画を定めなければならないこととされている者の意見をきかなければならない。

第百十二條第四項中「前三項の手数料の額は、千円」を「第一項から第三項までの手数料の額は、一件について千円、前項の手数料の額は講習一時間について五百円に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第百三条第九項前段(第九十條第七項又は第百七條の五第二項において準用する場合を含む。)の規定による」を「第百八條の二第一項第一号から第三号までに掲げる」に改め、同項を同

条第四項とし、同条中第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 第九十一條又は第百一條第二項後段(第百一條の二第三項、第百二條第三項又は第百七條の四第三項において準用する場合を含む。)の規定により運転することができない自動車等の種類を限定された者で、その限定の全部又は一部の解除を受けるため、公安委員会の審査を受けようとするものは、審査手数料を当該都道府県に納めなければならない。

第百十三條の見出し中「道路使用許可」を「道路使用許可等」に改め、同条に次の一項を加える。

2 都道府県は、条例で定めるところにより、第四十九條第二項のパーキング・メーターを作動させようとする者から手数料を徴収することができる。

第七十條中第百十四條の四を第百十四條の五とし、第百十四條の三を第百十四條の四とし、第百十四條の二の次に次の一条を加える。

(高速自動車国道等における権限)

第百十四條の三 この法律の規定により警察署長の権限に属する事務のうち、高速自動車国道又は自動車専用道路に係るものは、公安委員会の定めるところにより、当該高速自動車国道又は自動車専用道路における交通警察に関する事務を処理する警視以上の警察官に行なわせることができる。

第百十八條第一項中第三号を削り、第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加え、同条第二項中「第三号」を「第二号」に改める。

二 第二十二條(最高速度)の規定の違反となるような行為をした者

第百十九條第一項第一号を次のように改める。

一 第四條(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示又は第六條(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わなかつた車両等の運転者

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 道路交通法の一部を改正する法律案

第百十九條第一項第一條の次に次の二號を加える。

- 一の二 第七條(信号機の信号等に従う義務)、第八條(通行の禁止等)第一項又は第九條(歩行者用道路を通行する車両の義務)の規定に違反した車両等の運転者
- 一の三 第二十四條(急ブレーキの禁止)の規定に違反した者

第百十九條第一項第二号中「第二項」の下に、「第三十八條(横断歩道における歩行者の優先)」を加え、同項第二号の二中「(自転車道の通行区分)第一項」の下に、「第十八條(左側寄り通行等)第二項」を加え、「第三十六條(優先道路等にある車両等の優先)第二項若しくは第三項、第三十八條(横断歩道における歩行者の優先)」を「第三十六條(優先道路等にある車両等の優先)第二項、第三十八條(横断歩道における歩行者の優先)」と改め、第三項若しくは第四項に、「第七十五條の六」を「第七十五條の五」に改め、同条第二項中「第一号」を「第一号の二」に改める。

第百十九條の次に次の一條を加える。

第百十九條の二 次の各号のいずれかに該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

- 一 第四十四條(停車及び駐車禁止する場所)第一項若しくは第二項、第四十八條(停車又は駐車の方法の特例)又は第四十九條(駐車時間の制限等)第一項若しくは第三項の規定の違反となるような行為をした者
- 二 第四十七條(停車又は駐車の方法)又は第七十五條の八(停車及び駐車禁止第一項の規定の違反となるような行為をした者)

過失により前項第一号の罪を犯した者は、五万円以下の罰金に処する。

第百二十條第一項第一号中「第六條(混雑緩和の措置)第一項」を「第六條(警察官等の交通規制)第二項」に改め、同項第二号中「第二十五條(横断の方法)第二項」を「第二十五條(道路外に出る場合の方法)第三項」に改め、「(車両距離の保持)」の下に

「第二十六條の二(道路の変更の禁止)第二項」を、「(他の車両に追いつかれた車両の義務)」の下に、「第三十一條の二(乗合自動車等の発進の保護)」を加え、「第三十四條の二(直進、左折及び右折車両の通行区分の指定)第三項」を「第三十五條(指定通行区分)第二項」に、「第三十五條(先入及び左方の車両等の優先)」を「第三十六條(交差点における他の車両等との関係等)第一項」に、「(直進及び左折車両等の優先)」を「(交差点における他の車両等との関係等)」に、「第七十五條の七(高速道路に入る場合における優先関係)」を「第七十五條の六(本線車道に入る場合における他の自動車との関係)」に改め、同項第三号中「第二項、第三項若しくは第四項」を、「第二十條の二(路線バス等優先通行帯)第一項」に、「(道路の変更の禁止及び制限)」、第三十四條の二(直進、左折及び右折車両の通行区分の指定)第二項又は第七十五條の四(通行区分)第二項若しくは第三項を「(道路の変更の禁止)第三項又は第三十五條(指定通行区分)第一項」に改め、同項第四号中「による公安委員会の処分」に違反したものを「違反となるような行為をした」に改め、同項第五号から第七号までを次のように改める。

五 第五十條(交差点等への進入禁止)又は第五十二條(車両等の灯火)第一項の規定の違反となるような行為をした者

六 及び七 削除

第百二十條第一項第八号中「第五十三條(合図)第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同項第九号中「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、同項第十一号及び第十一号の二を削り、第十一号の三を第十一号とし、第十一号の四を第十一号の二とし、第十一号の五を第十一号の三とし、同項第十二号を次のように改め、同条第二項中「第七号、第八号又は第十一号」を「又は第八号」に改める。

十二 第七十五條の四(最低速度)の規定の違反となるような行為をした者

第百二十一條第一項第一号を次のように改める。

一 第四條(公安委員会の交通規制)第一項後段に規定する警察官の現場における指示若しくは第六條(警察官等の交通規制)第四項の規定による警察官の禁止若しくは制限に従わず、又は第七條(信号機の信号等に従う義務)若しくは第八條(通行の禁止等)第一項の規定に違反した歩行者

第百二十一條第一項第一号の次に次の一號を加える。

一の二 第八條(通行の禁止等)第五項の規定により警察署長が付した条件に違反した者

第百二十一條第一項第五号中「第十七條の三(自転車道の歩道通行)第二項」を「第十七條の三(自転車の歩道通行)第三項」に、「第二十五條(横断の方法)第一項又は第二十五條(道路外に出る場合の方法)第一項若しくは第二項」に改め、「第四項」の下に「又は第七十五條の七(本線車道の出入の方法)」を加え、同項第九号中「第六十三條の二(装置不良車両の運転の禁止等)第四項において準用する場合を含む。」を削り、同項第九号の二中「第六十三條の三」を「第六十三條の二」に改める。

第百二十三條中「第十一号、第十一号の五」を「第十一号の三」に改める。

第百二十六條第四項中「第百十四條の三第一項」を「第百十四條の四第一項」に、「第百二十條第一項第五号(第五十二條第一項に係る部分を除く。)、第六号若しくは第七号の罪にあたる行為又はこれらの罪に係る第百二十條第二項」を「第百十九條の二」に改める。

別表中「第百十八條第一項第三号」を「第百十八條第一項第二号」に、「法令で定める最高速度又は第二十二條第二項若しくは第二十三條の規定に基づき公安委員会が定める」を「第二十二條の規定によりこれを定める速度で進行してはならないこと」とされて「第一号(第七條第三項に係る部分を除く。)」を「第一号の二」に、「又は第二項

(第七條第三項に係る部分を除く。)」を「若しくは第二項又は第百十九條の二」に改め、「第四号」の下に、「第四号の二」を加え、「第十号から第十一号まで」を「第十号、第十号の二」に、「第一項第五号」を「第一項第一号の二、第五号」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十四條の二に第七項を加える改正規定、第九十七條から第九十九條までの改正規定、第百八條の二の次に一條を加える改正規定、第百八條を第百八條の三とし、同条の前に二條を加える改正規定(第百八條の二第一項第一号、第三号及び第四号に係る部分に限る。及び第百十二條の改正規定は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(交通の規制等に係る経過措置)

第二条 改正前の道路交通法(以下この条において「旧法」という。)の規定に基づく交通の規制に係る禁止、制限又は指定で、この法律の施行の際現にその効力を有し、かつ、改正後の道路交通法(以下この条において「新法」という。)第四條第一項の規定に基づく交通の規制に相当するものは、当該交通の規制とみなす。

2 この法律の施行前に旧法第五十一條第二項、第三項、第五項又は第六項の規定により行なつた措置に要した費用の徴収については、新法第五十一條第八項の規定は、適用しない。

3 この法律の施行の際現に大型自動車免許を受けている者で、大型自動車免許、普通自動車免許又は大型特殊自動車免許によつて運転することのできる自動車の運転の経験の期間が通算して三年に達しているものの運転することができ、大型自動車については、新法第八十五條第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正)

八〇六

第三条 自動車の保管場所の確保等に関する法律(昭和三十一年法律第四十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第五号中「第二条第十八号」を「第二条第十八号」に改める。

第六条及び第七条を次のように改める。

第八条第一項中「次の各号のいずれかに該当する」を「第五条第一項の規定に違反して道路上の場所を使用した」に改め、同項各号、同条第二項第三号及び第四号並びに同条第三項を削る。

第九条中「前条第一項第一号又は同条第二項第一号若しくは第二号」を「前条」に改める。

第十条及び第十一条を削る。

(自動車の保管場所の確保等に関する法律の一部改正に伴う経過措置)
第四条 改正前の自動車の保管場所の確保等に関する法律(次項において「旧法」という。)第六条第一項又は第二項の規定に基づく指定又は制限で、この法律の施行の際現にその効力を有するものは、改正後の道路交通法第四条第一項の規定に基づく交通の規制とみなす。

2 旧法第六条の規定又はこれに基づく処分違反した行為に関しては、旧法第六条、第七条、第十条第二項及び第十一条の規定は、なおその効力を有する。この場合において、旧法第七条中「第百八条」とあるのは、「第百八条の三」とする。

(罰則に係る経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(消防法等の一部改正)

第六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「第七十五条の七第二項」を「第七十五条の六第二項」に改める。

2 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部

を次のように改正する。

第百四十一条第一項中「第二条第九号」を「第二条第九号」に改める。

道路整備特別措置法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「第二条第八号」を「第二条第八号」に改める。

4 駐車場の一部を次のように改正する。
第二条第四号中「第二条第九号」を「第二条第九号」に改め、同条第五号中「第二条第十号」を「第二条第十号」に改める。

5 土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法(昭和四十二年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。
第七条第一項第三号中「第五号」の下に「第七号の二」を加える。

6 交通安全対策基本法(昭和四十五年法律第百十号)の一部を次のように改正する。
第二条第一号中「第二条第一号」を「第二条第一号」に改め、同条第二号中「第二条第八号」を「第二条第一項第八号」に改める。

理由

最近における道路交通の案情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者用道路に関する規定を設ける等歩行者の通行の安全を図るための規定を整備し、公共輸送機関の優先通行の確保等都市交通対策のための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化するとともに、交通方法に関する教則の作成及び運転者等に対する講習について規定する等運転者の資質の向上を図るための規定を整備する等の必要がある、これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。地方行政委員長菅太郎君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔菅太郎君登壇〕

○菅太郎君 ただいま議題となりました道路交通法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における道路交通の案情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑をはかり、及び道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者の通行の安全をはかり、都市交通対策を推進するための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化する等、交通管理のための規定を整備するとともに、交通方法に関する教則の作成及び運転者等に対する講習について規定するなど、運転者管理のための規定を整備しようとするものであります。

本案は、三月十八日本委員会に付託され、同月二十六日荒木国務大臣から提案理由の説明を聴取し、四月二十七日には、交通安全対策特別委員会と連合審査会を開くなど、今日まで熱心に審査を行なつてまいりました。

本日、質疑を終了し、討論の申し出もなく、採決の結果、本案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対して、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党の四党共同提案により、交通安全施設等の整備のための十分な財源措置、交通管制センターの拡大充実、初心運転者に対する路上練習、路上試験の実施、指定自動車教習所技能指導員等の資格の整備統一、交通安全施設の整備等について、民間経験者並びに地域住民よりの意見の聴取を旨とする附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

民法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、民法の一部を改正する法律案を議題となし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと答ふる者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

民法の一部を改正する法律案を議題といたします。

民法の一部を改正する法律案

右国会に提出する。

昭和四十六年三月四日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

民法の一部を改正する法律

民法(明治二十九年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第三節 抵当権ノ消滅」を「第三節 抵当権ノ消滅」に改める。

第三百七十三條に次の二項を加える。

第三百九十八條ノ二 抵当権ハ設定行為ヲ以テ定ムル所ニ依リ一定ノ範圍ニ屬スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為メニモ之ヲ設定スルコトヲ得

第四節 根抵当

第三百九十八條ノ二 抵当権ハ設定行為ヲ以テ定ムル所ニ依リ一定ノ範圍ニ屬スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為メニモ之ヲ設定スルコトヲ得

前項ノ抵当権(以下根抵当權ト稱ス)ノ担保スベキ不特定ノ債權ノ範圍ハ債務者トノ特定ノ継続的取引契約ニ因リテ生ズルモノ其他債務者トノ一定ノ種類ノ取引ニ因リテ生ズルモノニ限定シテ之ヲ定ムルコトヲ要ス

特定ノ原因ニ基キ債務者トノ間ニ継続シテ生ズル債權又ハ手形上若クハ小切手ノ請求權ハ前項ノ規定ニ拘ハラズ之ヲ根抵当權ノ担保スベキ債權ト為スコトヲ得

第三百九十八條ノ三 根抵当權者ハ確定シタル元本並ニ利息其他ノ定期金及ビ債務ノ不履行ニ因リテ生ジタル損害ノ賠償ノ全部ニ付キ極度額ヲ限度トシテ其根抵当權ヲ行フコトヲ得

債務者トノ取引ニ因ラズシテ取得スル手形上又ハ小切手ノ請求權ヲ根抵当權ノ担保スベキ債權ト為シタル場合ニ於テ債務者ガ支払ヲ停止シタルトキ、債務者ニ付キ破産、和議開始、更生手続開始、整理開始若クハ特別清算開始ノ申立アリタルトキ又ハ抵当不動産ニ對スル競売ノ申

立若クハ強制執行ニ因ル差押アリタルトキハ其前ニ取得シタルモノニ付テノミ其根抵当權ヲ行フコトヲ得但其實事ヲ知ラズシテ取得シタルモノニ付テモ之ヲ行フコトヲ妨ゲズ

第三百九十八條ノ四 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權ノ担保スベキ債權ノ範圍ノ變更ヲ為スコトヲ得債務者ノ變更ニ付キ亦同ジ

前項ノ變更ヲ為スニハ後順位ノ抵当權者其他ノ第三者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要セズ

第三百九十八條ノ五 根抵当權ノ極度額ノ變更ハ利害ノ關係ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

第三百九十八條ノ六 根抵当權ノ担保スベキ元本ニ付テハ其確定スベキ期日ヲ定メ又ハ之ヲ變更スルコトヲ得

第三百九十八條ノ四第二項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第一項ノ期日ハ之ヲ定メ又ハ變更シタル日ヨリ五年内タルコトヲ要ス

第一項ノ期日ノ變更ニ付キ其期日前ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ其期日ニ於テ確定ス

第三百九十八條ノ七 元本ノ確定前ニ根抵当權者ヨリ債權ヲ取得シタル者ハ其債權ニ付キ根抵当權ヲ行フコトヲ得ズ元本ノ確定前ニ債務者ノ為メニ又ハ債務者ニ代ハリテ弁済ヲ為シタル者亦同ジ

元本ノ確定前ニ債務ノ引受アリタルトキハ根抵当權者ハ引受人ノ債務ニ付キ其根抵当權ヲ行フコトヲ得ズ

開始ノ時ニ存スル債權ノ外相続人ト根抵当權設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ取得スル債權ヲ担保ス

元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ相続ガ開始シタルトキハ根抵当權ハ相続開始ノ時ニ存スル債務ノ外根抵当權者ト根抵当權設定者トノ合意ニ依リ定メタル相続人ガ相続ノ開始後ニ負担スル債務ヲ担保ス

第三百九十八條ノ四第二項ノ規定ハ前二項ノ合意ヲ為ス場合ニ之ヲ準用ス

第一項及ビ第二項ノ合意ニ付キ相続ノ開始後六个月内ニ登記ヲ為サザルトキハ担保スベキ元本ハ相続開始ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス

第三百九十八條ノ十 元本ノ確定前ニ根抵当權者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当權ハ合併ノ時ニ存スル債權ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ取得スル債權ヲ担保ス

元本ノ確定前ニ債務者ニ付キ合併アリタルトキハ根抵当權ハ合併ノ時ニ存スル債務ノ外合併後存続スル法人又ハ合併ニ因リテ設立シタル法人ガ合併後ニ負担スル債務ヲ担保ス

前二項ノ場合ニ於テハ根抵当權設定者ハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但前項ノ場合ニ於テ其債務者ガ根抵当權設定者ナルトキハ此限ニ在ラズ

前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ合併ノ時ニ於テ確定シタルモノト看做ス

第三項ノ請求ハ根抵当權設定者ガ合併アリタルコトヲ知リタル日ヨリ二週間ヲ経過シタルトキハ之ヲ為スコトヲ得ズ合併ノ日ヨリ一ヶ月ヲ経過シタルトキ亦同ジ

第三百九十八條ノ十一 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ第三百七十五條第一項ノ処分ヲ為スコトヲ得但其根抵当權ヲ以テ他ノ債權ノ担保ト為スコトヲ妨ゲズ

第三百九十八條ノ十二 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ根抵当權設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当權ヲ譲渡スコトヲ得

根抵当權者ハ其根抵当權ヲ二個ノ根抵当權ニ分割シテ其ノ一ヲ前項ノ規定ニ依リ譲渡スコトヲ得此場合ニ於テハ其根抵当權ヲ目的トスル權利ハ譲渡シタル根抵当權ニ付キ消滅ス

前項ノ譲渡ヲ為スニハ其根抵当權ヲ目的トスル權利ヲ有スル者ノ承諾ヲ得ルコトヲ要ス

第三百九十八條ノ十三 元本ノ確定前ニ於テハ根抵当權者ハ根抵当權設定者ノ承諾ヲ得テ其根抵当權ノ一部譲渡ヲ為シ之ヲ譲受人ト共有スルコトヲ得

第三百九十八條ノ十四 根抵当權ノ共有者ハ各其債權額ノ割合ニ応ジテ弁済ヲ受ク但元本ノ確定前ニ之ト異ナル割合ヲ定メ又ハ或者ガ他ノ者ニ先チテ弁済ヲ受クベキコトヲ定メタルトキハ其定ニ從フ

根抵当權ノ共有者ハ他ノ共有者ノ同意ヲ得テ第三百九十八條ノ十二第一項ノ規定ニ依リ其權利ヲ譲渡スコトヲ得

第三百九十八條ノ十五 抵当權ノ順位ノ譲渡又ハ拋棄ヲ受ケタル根抵当權者ガ其根抵当權ノ譲渡又ハ一部譲渡ヲ為シタルトキハ譲受人ハ其順位ノ譲渡又ハ拋棄ノ利益ヲ受ク

第三百九十八條ノ十六 第三百九十二條及ビ第三百九十三條ノ規定ハ根抵当權ニ付テハ其設定ト同時ニ同一ノ債權ノ担保トシテ數個ノ不動産ノ上ニ根抵当權ガ設定セラレタル旨ヲ登記シタル場合ニ限リ之ヲ適用ス

第三百九十八條ノ十七 前条ノ登記アル根抵当權ノ担保スベキ債權ノ範圍、債務者若クハ極度額ノ變更又ハ其譲渡若クハ一部譲渡ハ總テノ不動産ニ付キ其登記ヲ為スニ非ザレバ其効力ヲ生ゼズ

前条ノ登記アル根抵当權ノ担保スベキ元本ハ一ノ不動産ニ付テノミ確定スベキ事由ガ生ジタル

場合ニ於テモ亦確定ス

第三百九十八条ノ十八 數個ノ不動産ノ上ニ根抵当権ヲ有スル者ハ第三百九十八条ノ十六ノ場合ヲ除ク外各不動産ノ代価ニ付キ各極度額ニ至ルマデ優先権ヲ行フコトヲ得

第三百九十八条ノ十九 根抵当権設定者ハ根抵当権設定ノ時ヨリ三年ヲ経過シタルトキハ担保スベキ元本ノ確定ヲ請求スルコトヲ得但担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ此限ニ在ラズ
前項ノ請求アリタルトキハ担保スベキ元本ハ其請求ノ時ヨリ二週間ヲ経過シタルニ因リテ確定ス

第三百九十八条ノ二十 左ノ場合ニ於テハ根抵当権ノ担保スベキ元本ハ確定ス

一 担保スベキ債権ノ範圍ノ変更、取引ノ終了其他ノ事由ニ因リ担保スベキ元本ノ生ゼザルコトヲ為リタルトキ

二 根抵当権者ガ抵当不動産ニ付キ競売又ハ第三百七十二條ニ於テ準用スル第三百四條ノ規定ニ依リ差押ヲ申立タルトキ但競売手続ノ開始又ハ差押アリタルトキニ限ル

三 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対シ滯納処分ニ因ル差押ヲ為シタルトキ

四 根抵当権者ガ抵当不動産ニ対スル競売手続ノ開始又ハ滯納処分ニ因ル差押アリタルコトヲ知リタル時ヨリ二週間ヲ経過シタルトキ

五 債務者又ハ根抵当権設定者ガ破産ノ宣告ヲ受ケタルトキ
前項第四号ノ競売手続ノ開始若クハ差押又ハ同項第五号ノ破産ノ宣告ノ効力ガ消滅シタルトキハ担保スベキ元本ハ確定セザリシモノト看做ス但元本ガ確定シタルモノトシテ其根抵当権又ハ之ヲ目的トスル權利ヲ取得シタル者アルトキハ此限ニ在ラズ
第三百九十八条ノ二十一 元本ノ確定後ニ於テハ根抵当権設定者ハ其根抵当権ノ極度額ヲ現ニ存

スル債務ノ額ト爾後二年間ニ生ズベキ利息其他ノ定期金及ビ債務ノ不履行ニ因ル損害賠償ノ額トヲ加ヘタル額ニ減ズベキコトヲ請求スルコトヲ得
第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ノ極度額ノ減額ニ付テハ前項ノ請求ハ一ノ不動産ニ付キ之ヲ為スヲ以テ足ル

第三百九十八条ノ二十二 元本ノ確定後ニ於テ現ニ存スル債務ノ額ガ根抵当権ノ極度額ヲ超ユルトキハ他人ノ債務ヲ担保スル為メ其根抵当権ヲ設定シタル者又ハ抵当不動産ニ付キ所有權、地上權、永小作權若クハ第三者ニ対抗スルコトヲ得ベキ賃借權ヲ取得シタル第三者ハ其極度額ニ相當スル金額ヲ払渡シ又ハ之ヲ供託シテ其根抵当権ノ消滅ヲ請求スルコトヲ得此場合ニ於テハ其払渡又ハ供託ハ弁済ノ効力ヲ有ス

第三百九十八条ノ十六ノ登記アル根抵当権ハ一ノ不動産ニ付キ前項ノ請求アリタルトキハ消滅ス
第三百七十九條及ビ第三百八十条ノ規定ハ第一項ノ請求ニ之ヲ準用ス

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、昭和四十七年四月一日から施行する。

(経過措置の原則)
第二条 この法律による改正後の民法(以下「新法」という。)の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行の際現に存する抵当権で根抵当であるもの(以下「旧根抵当権」という。)にも適用する。ただし、改正前の民法の規定により生じた効力を妨げない。

(新法の適用の制限)
第三条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないもの又は附記によらない極度額の増額の登記があるものについては、その極度額の変更、新法第三百九十八条ノ四の規定による担保すべき債権の範囲又は債務

者の変更、新法第三百九十八条ノ十二の規定による根抵当権の譲渡、新法第三百九十八条ノ十三の規定による根抵当権の一部譲渡及び新法第三百九十八条ノ十四第一項ただし書の規定による定めは、することができない。

2 前項の規定は、同項に規定する旧根抵当権以外の旧根抵当権で、民法第三百七十五條第一項の規定による処分がなされているものについて準用する。ただし、極度額の変更及び新法第三百九十八条ノ十二第二項の規定による根抵当権の譲渡をすることは、妨げない。

(極度額についての定めの変更)
第四条 旧根抵当権で、極度額についての定めが新法の規定に適合していないものについては、元本の確定前に限り、その定めを変更して新法の規定に適合するものとすることができる。この場合においては、後順位に抵当権者その他の第三者の承諾を得ることを要しない。

(附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権の分割)
第五条 附記によらない極度額の増額の登記がある旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を分割して増額に係る部分为新法の規定による独立の根抵当権とすることができ、この場合においては、旧根抵当権を目的とする権利は、当該増額に係る部分について消滅する。

2 前項の規定による分割をする場合には、増額に係る部分を目的とする権利を有する者その他の利害の関係を有する者の承諾を得なければならぬ。

3 附則第十四条の規定による改正後の不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)第百七条第二項、第百十八條及び第百十九條の規定は、第一項の規定による分割による権利の変更の登記の申請について準用する。

4 前項の登記は、増額の登記に附記してする。

この場合においては、登記官は、分割により根抵当権の設定を登記する旨を記載し、かつ、分割前の旧根抵当権の登記に分割後の極度額を附記しなければならない。

5 不動産登記法第百四十七條第二項の規定は、前項の場合において、増額の登記に当該増額に係る部分を目的とする第三者の権利に関する登記があるときに準用する。

(元本の確定すべき期日に関する経過措置)
第六条 この法律の施行の際旧根抵当権について現に存する担保すべき元本の確定すべき時期に關する定め又はその登記は、その定めにより元本が確定することとなる日をもつて新法第三百九十八条ノ六第一項の期日とする定め又はその登記とみなす。ただし、その定めにより元本が確定することとなる日がこの法律の施行の日から起算して五年を経過する日より後であるときは、当該定め又はその登記は、当該五年を経過する日をもつて同項の期日とする定め又はその登記とみなす。

(弁済による代位に関する経過措置)
第七条 この法律の施行前から引き続き旧根抵当権の担保すべき債務を弁済するについて正当な利益を有していた者が、この法律の施行後元本の確定前にその債務を弁済した場合における代位に關しては、なお従前の例による。

(旧根抵当権の処分に関する経過措置)
第八条 この法律の施行前に元本の確定前の旧根抵当権についてされた民法第三百七十五條第一項の規定による処分に関しては、なお従前の例による。

(同一の債権の担保として設定された旧根抵当権の分離)
第九条 同一の債権の担保として設定された數個の不動産の上の旧根抵当権については、元本の確定前に限り、根抵当権者及び根抵当権設定者の合意により、当該旧根抵当権を一の不動産について他の不動産から分離し、これらの不動産

昭和三十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 民法の一部を改正する法律案

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 民法の一部を改正する法律案

の間に、民法第三百九十二条の規定の適用がないものとすることができる。ただし、後順位の抵当権者その他の利害の関係を有する者の承諾がないときは、この限りでない。

2 前項の規定による分離による権利の変更の登記は、当該一の不動産の上の旧根抵当権の設定の登記に附記してする。この場合においては、登記官は、当該不動産が他の不動産とともに担保の目的である旨の記載を抹消しなければならぬ。

3 不動産登記法第二百二十八条の規定は、前項の権利の変更の登記をした場合について準用する。

4 第一項の規定による分離は、新法第三百九十八条ノ十六の規定の適用に関しては、根抵当権の設定とみなす。

(元本の確定の時期に関する経過措置)

第十条 この法律の施行前に、新法第三百九十八条ノ二十第一項第二号に規定する申立て、同項第三号に規定する差押え、同項第四号に規定する競売手続の開始若しくは差押え又は同項第五号に規定する破産の宣告があつた旧根抵当権で、担保すべき元本が確定していないものについては、この法律の施行の日これら事由が生じたものとみなして、同項の規定を適用する。

(旧根抵当権の消滅請求に関する経過措置)

第十一条 極度額についての定めが新法の規定に適合していない旧根抵当権については、その優先権の限度額を極度額とみなして、新法第三百九十八条ノ二十二の規定を適用する。

(民事訴訟法の一部改正)

第十二条 民事訴訟法(明治二十三年法律第二十九号)の一部を次のように改正する。

第六百五十三條の次に次の一条を加える。
第六百五十三條ノ二 裁判所ハ競売開始ノ決定ヲ為シタルトキハ第六百四十八條第三号及ビ第五号ニ掲ゲタル者ニ其旨ヲ通知ス可シ但通知ヲ受クベキ者ノ所在明カナラザルトキハ又ハ外国ニ在ルトキハ此限ニ在ラズ

(競売法の一部改正)

第十三条 競売法(明治三十一年法律第十五号)の一部を次のように改正する。

第二十七條第一項中「為シタルトキハ」の下に「第四項第三号及ビ第五号ニ記載シタル者ニ其旨ヲ通知シ且」を加え、同条第二項中「之ヲ通知スル」を「對シテ其通知ヲ發スル」に改め、同条第二項の次に次の一項を加える。

前二項ノ通知ハ之ヲ受クベキ者ノ住所若クハ居所ガ知レザルトキ又ハ外国ニ在ルトキハ之ヲ為スコトヲ要セズ

第四十五條第一項中「及ビ第二項」を「乃至第三項」に改める。

(不動産登記法の一部改正)

第十四条 不動産登記法の一部を次のように改正する。

第一百七條に次の一項を加える。

民法第三百九十八條ノ二第一項ノ抵当権(以下根抵当権ト稱ス)ノ設定ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ前項ノ規定ニ拘ハラズ申請書ニ担保スベキ債權ノ範圍及ビ極度額ヲ記載シ若シ同法第三百七十七條但書ノ定アルトキ又ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定アルトキハ之ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百九條ノ四「前二條」を「前七條」に改め、同条を第一百九條ノ九とし、第一百九條ノ三を第一百九條ノ四とし、同条の次に次の四條を加える。

第一百九條ノ五 民法第三百九十八條ノ九第一項又ハ第二項ノ合意ノ登記ハ相続ニ因ル根抵当権ノ移轉又ハ債務者ノ變更ノ登記ヲ為スニ非ザレバ之ヲ為スコトヲ得ズ

前項ノ合意ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第一百九條ノ六 根抵当権ヲ甲根抵当権及ビ乙根抵当権ニ分割シテ乙根抵当権ヲ讓渡シタルニ因ル乙根抵当権ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テハ申請書ニ乙根抵当権ノ極度額ノ外根抵当権ノ設定ノ登記ノ申請書受附ノ年月

日、受附番号、登記原因及び其日附並ニ其根抵当権ノ担保スベキ債權ノ範圍及ビ債務者ヲ記載シ若シ其登記ニ民法第三百七十七條但書ノ定又ハ担保スベキ元本ノ確定スベキ期日ノ定ノ記載アルトキハ其定ヲ記載スルコトヲ要ス

第三百四十四條ノ規定ハ前項ノ移轉ノ登記ニ付テハ之ヲ適用セズ

第一項ノ移轉ノ登記ヲ為ス場合ニ於テ其登記ノ順位番号ヲ記載スルニハ讓渡前ノ根抵当権ノ登記ノ番号ヲ用キテ之ヲ為スコトヲ要ス

第一項ノ移轉ノ登記ヲ為シタルトキハ甲根抵当権ノ登記ニ極度額ノ減額ヲ附記スルコトヲ要ス此場合ニ於テハ同項ノ移轉ノ登記ヲ為シタルニ因リテ其登記ヲ為ス旨ヲ記載スルコトヲ要ス

第一百九條ノ七 前条第一項ノ移轉ノ登記ヲ申請スル場合ニ於テ讓渡前ノ根抵当権ノ登記ニ関スル共同担保目録アルトキハ申請書ニ其共同担保目録ニ掲ゲタル不動産ニ関スル權利ノ表示ヲ為シタル共同担保目録ヲ添附スルコトヲ要ス

第二百二十五條ノ規定ハ前項ノ規定ニ從ヒテ登記ノ申請アリタル場合ニ於テ登記ヲ為ストキニ之ヲ準用ス

第一百九條ノ八 第一百九條ノ二ノ規定ハ民法第三百九十八條ノ十四第一項但書ノ定ノ登記ニ之ヲ準用ス

前項ノ登記ハ附記ニ依リテ之ヲ為ス

第一百九條ノ二を第一百九條ノ三とし、第一百九條の次に次の一條を加える。

第一百九條ノ二 抵当権ノ順位ノ變更ノ登記ハ各抵当権ノ登記名義人ノ申請ニ因リテ之ヲ為ス前項ノ登記ノ申請書ニハ其抵当権ノ登記ノ登記済証ヲ添附スルコトヲ要ス

第四十四條ノ規定ハ前項ノ登記済証ガ滅失シタル場合ニ之ヲ準用ス

(不動産登記法の一部改正に伴う経過措置)

第十五条 附則第二條ただし書の規定により効力

を有する事項の登記については、なお従前の例による。

(担保附社債信託法の一部改正)

第十六条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第五十二條第一項中「第七十五條」の下に「第七十五條ノ二」を加える。

第七十三條中「順位」を「抵当権又ハ其ノ順位」に改める。

第七十五條ノ二「讓渡シ又ハ」を「變更シ又ハ担保権若ハ其ノ順位ヲ讓渡シ若ハ」に改める。

第八十三條第一項中「若ハ委任」を削る。

(鉄道抵当法の一部改正)

第十七条 鉄道抵当法(明治三十八年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項に次のただし書を加える。

但シ一定ノ範圍ニ屬スル不特定ノ債權ヲ極度額ノ限度ニ於テ担保スル為メ設定セラレタル抵当権(以下根抵当権ト稱ス)ノ場合ニ在リテハ第四号及第五号ニ掲ゲタル事項ニ代ヘ極度額及担保スベキ債權ノ範圍ヲ記載スベシ

第十六條に次の一項を加える。

民法(明治二十九年法律第八十九号)第三百七十三條第二項及第三項ノ規定ハ抵当権ノ順位ノ變更ニ付テ之ヲ準用ス

第二十五條の次に次の一條を加える。

第二十五條ノ二 根抵当権ニ付テハ民法第三百九十八條ノ二第二項及第三項並ニ第三百九十八條ノ三乃至第三百九十八條ノ二十二ノ規定ヲ準用ス

第三十條第二号中「第五号」の下に「又ハ同項第三号及同項但書」を加える。

(鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第十八條 前条の規定による鉄道抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條から附則第十一條までの規定の例による。

(銀行等の事務の簡素化に関する法律の一部改正)

第十九条 銀行等の事務の簡素化に関する法律
(昭和十八年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「譲渡又ハ」を「変更又ハ其ノ権利若ハ其ノ順位ノ譲渡若ハ」に改める。

(地方税法の一部改正)

第二十條 地方税法(昭和二十五年法律第二百十六号)の一部を次のように改正する。

第十四條の十二第二項中「債権額」の下に「又は極度額を加える。

第二十條の六第二項中「根抵当であるものを除く。」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、その担保すべき元本の確定前に納付において、その担保すべき元本の確定前に納付又は納入があつたときは、この限りでない。

(地方税法の一部改正に伴う経過措置)

第二十一條 この法律の施行前において第三者が地方団体の徴収金を納付し、又は納入すべき者に代わつてその徴収金を納付し、又は納入した場合については、前条の規定による改正後の地方税法第二十條の六第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(自動車抵当法の一部改正)

第二十二條 自動車抵当法(昭和二十六年法律第百八十七号)の一部を次のように改正する。

第十九條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第十九條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項、第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ十まで、第三百九十八條ノ十二第一項、第三百九十八條ノ十三、第三百九十八條ノ十四第一項本文及び第二項並びに第三百九十八條ノ十九から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(自動車抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十三條 前条の規定による自動車抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條、附則第三條第一項、附則第四條から附則第七條まで、附則第十條及び附則第十一條の規定の例による。

(航空機抵当法の一部改正)

第二十四條 航空機抵当法(昭和二十八年法律第六十六号)の一部を次のように改正する。

第十條に次の一項を加える。

2 民法第三百七十三條第二項及び第三項の規定は、抵当権の順位の変更について準用する。

第二十二條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第二十二條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項並びに第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(航空機抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十五條 前条の規定による航空機抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條から附則第十一條までの規定の例による。

(建設機械抵当法の一部改正)

第二十六條 建設機械抵当法(昭和二十九年法律第九十七号)の一部を次のように改正する。

第十四條に次の一項を加える。

2 民法第三百七十三條第二項及び第三項の規定は、抵当権の順位の変更について準用する。

第二十四條の次に次の一條を加える。

(根抵当権)

第二十四條の二 抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

特定の債権を極度額の限度において担保するためにも設定することができる。

2 民法第三百九十八條ノ二第二項及び第三項並びに第三百九十八條ノ三から第三百九十八條ノ二十二までの規定は、前項の抵当権について準用する。

(建設機械抵当法の一部改正に伴う経過措置)

第二十七條 前条の規定による建設機械抵当法の一部改正に伴う経過措置については、附則第二條から附則第十一條までの規定の例による。

(企業担保法の一部改正)

第二十八條 企業担保法(昭和三十三年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第九條中「第二百九十六條の下に」「第三百七十三條第二項及び第三項を加え」「第三百七十六條及び」を「第三百七十六條並びに」に改める。

(国税徴収法の一部改正)

第二十九條 国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條第二項中「債権額」の下に「又は極度額」を加える。

(国税通則法の一部改正)

第三十條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十

六号)の一部を次のように改正する。

第四十一條第二項中「(根抵当であるものを除く。)」を削り、同項に次のただし書を加える。

(国税通則法の一部改正に伴う経過措置)

第三十一條 この法律の施行前において第三者が国税を納付すべき者に代わつてその国税の納付をした場合については、前条の規定による改正後の国税通則法第四十一條第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(登録免許税法の一部改正)

第三十二條 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第十二條第一項中「抵当権により担保される」を「抵当権につき」「又は債権金額」を「債権金額又は極度金額」に改める。

別表第一第一号(中)「債権金額」の下に「極度金額」を加え、同号(中)「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(中)の次に次のように加える。

第三十條 国税通則法(昭和三十七年法律第六十	
(六の二)	根抵当権の一部譲渡による
(六の三)	移転の登記
別表第一第二号(四)及び(六)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(六)の次に次のように加える。	
(六の二)	根抵当権の一部譲渡による
(六の三)	移転の登記
別表第一第三号(二)及び(三)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(三)の次に次のように加える。	
(三の二)	根抵当権の一部譲渡による
(三の三)	移転の登記
別表第一第三号(二)及び(三)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(三)の次に次のように加える。	
(三の二)	根抵当権の一部譲渡による
(三の三)	移転の登記

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 民法の一部を改正する法律案

別表第一第四号(イ)及び(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(ロ)の次に次のように加える。

(四)の二 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の二 一件につき五百円

(四)の三 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

別表第一第五号(イ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(ロ)の次に次のように加える。

(二)の二 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の一・五 一件につき三百円

(二)の三 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき三百円

別表第一第五号(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加える。

別表第一第六号(イ)の次に次のように加える。

(一)の二 企業担保権の順位の変更の登録 企業担保権の件数 一件につき三百円

別表第一第六号(ロ)中「(イ)又は(ロ)」を「(イ)から(ロ)まで」に改める。

別表第一第七号(イ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(ロ)の次に次のように加える。

(一)の二 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の一・五 一件につき三百円

(一)の三 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき三百円

別表第一第七号(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(イ)中「(イ)又は(ロ)」を「(イ)から(ロ)まで」に改める。

別表第一第八号(イ)及び(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(ロ)を同号(イ)へとし、同号(イ)中「イ又はロ」を「イからロまで」に改め、同号(イ)中(イ)をホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の一・五 一件につき五百円

ニ 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

別表第一第八号(イ)及び(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(ロ)を同号(イ)へとし、同号(イ)中「イ又はロ」を「イからロまで」に改め、同号(イ)中(イ)をホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の一・五 一件につき五百円

ニ 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

別表第一第八号(イ)及び(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(イ)中(イ)をホとし、ロの次に次のように加える。

ハ 根抵当権の一部譲渡による移転の登録 一部譲渡後の共有者の数で極度金額を除して計算した金額 千分の一・五 一件につき五百円

別表第一第十五号(三)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(十六)の次に次のように加える。

(十六)の二 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

別表第一第十六号(ロ)中「債権金額」の下に「又は極度金額」を加え、同号(十二)の次に次のように加える。

(十二)の二 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

別表第一第十八号(ロ)中「債権金額」の下に「極度金額」を加え、同号(八)の次に次のように加える。

(八)の二 根抵当権の順位の変更の登録 抵当権の件数 一件につき五百円

理由

根抵当が経済取引において重要な機能を営んでいる実情にかんがみ、根抵当権の意義及び効力並びに根抵当権の譲渡その他の処分、共同根抵当等根抵当権に関する法律関係を明確にすることにより、根抵当取引の円滑化及び合理化を図る等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。法務委員長高橋英吉君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔高橋英吉君登壇〕

○高橋英吉君 ただいま議題となりました法律案について、法務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本案は、各種経済取引において広く利用されている根抵当に関する規定を民法に新設し、その法律関係を明確にするとともに、関係者の利害を調

整する等の措置を講じ、もって根抵当取引の円滑化及び合理化をはかりとするものであります。そのおもな内容は、

第一に、根抵当権は、一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するために設定することができるものとす、

第二に、根抵当権によって担保せられる債権の範囲については、原則として、一定の種類、範囲から生ずる債権に限定するとともに、必要に応じてこれを変更することができるものとす、

第三に、根抵当権者は、確定した元本及び利息損害金等の全部について、極度額を限度として、優先弁済を受けることができるものとす、

第四に、元本の確定前においては、根抵当を除き順位の変更、放棄等の処分はできないものとするとともに、他方において、根抵当権に特有の譲渡の制度を認め、また、根抵当権一般に通ずる制度としての順位の変更の規定を新設し、

第五に、根抵当権設定者等の保護をはかるため、一定の要件のもとに、元本確定の請求を認め、また、元本確定後の根抵当権については、極

度額の減額の請求、極度額に相当する金額の払い渡しを条件とする根拠当権の消滅の請求を認めることとしたこと、
等であります。

当委員会におきましては、三月十日提案理由の説明を聴取した後、慎重審議を行ない、本日質疑を終了、直ちに採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案(内閣提出)

○加藤六月君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

すなわち、この際、内閣提出、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められんことを望みます。

○議長(船田中君) 加藤六月君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと稱ふ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加せられました。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案を議題といたします。

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案

国会に提出する。

昭和四十六年三月十九日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律

(目的)

第一条 この法律は、公害防止統括者等の制度を設けることにより、特定工場における公害防止組織の整備を図り、もつて公害の防止に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定工場」とは、製造業その他の政令で定める業種に属する事業の用に供する工場のうち、次に掲げるものをいう。

一 ばい煙(大気汚染防止法(昭和四十三年法律第九十七号)第二条第一項に規定するばい煙をいう。以下同じ。)を発生し、及び排出する施設のうちその施設から排出されるばい煙が大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの(以下「ばい煙発生施設」という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

二 汚水又は廃液(水質汚濁防止法(昭和四十五年法律第百三十八号)第二条第二項各号の要件のいずれかを備える汚水又は廃液をいう。以下同じ。)を排出する施設で政令で定めるもの(以下「汚水等排出施設」という。)が設置されている工場のうち、政令で定めるもの

三 著しい騒音を発生する施設で政令で定めるもの(以下「騒音発生施設」という。)が設置されている工場のうち、騒音規制法(昭和四十三年法律第九十八号)第三条第一項の規定により指定された地域内にあるもの

四 粉じん(大気汚染防止法第二条第四項に規定する粉じんをいう。以下同じ。)を発生し、及び排出し、又は飛散させる施設のうちその施設から排出され、又は飛散する粉じんが大気の汚染の原因となるもので政令で定めるもの

の(以下「粉じん発生施設」という。)が設置されている工場(第一号に掲げるものを除く。)(公害防止統括者の選任)

第三条 特定工場を設置している者(以下「特定事業者」という。)は、主務省令で定めるところにより、当該特定工場に係る公害防止に関する次に掲げる業務を統括管理する者(以下「公害防止統括者」という。)を選任しなければならない。

ただし、特定事業者が政令で定める要件に該当する小規模の事業者であるときは、この限りでない。

一 前条第一号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ ばい煙発生施設の使用の方法の監視並びにばい煙発生施設において発生するばい煙を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ ばい煙発生施設において発生し、大気中に排出されるばい煙の量の測定及び記録に関すること。

ハ その他大気の汚染の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

二 前条第二号の特定工場にあつては、次に掲げる業務

イ 汚水等排出施設の使用の方法の監視並びに汚水等排出施設から排出される汚水又は廃液を処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

ロ 特定工場から水質汚濁防止法第二条第一項に規定する公共用水域に排出される水(以下「排出水」という。)の汚染状態の測定及び記録に関すること。

ハ その他水質の汚濁の防止に必要な業務で主務省令で定めるもの

三 前条第三号の特定工場にあつては、騒音発生施設の使用の方法及び配置その他騒音の防止の措置に関すること。

四 前条第四号の特定工場にあつては、粉じん

発生施設の使用の方法の監視並びに粉じん発生施設から排出され、又は飛散する粉じんを処理するための施設及びこれに附属する施設の維持及び使用に関すること。

2 公害防止統括者は、当該特定工場においてその事業の実施を統括管理する者をもつて充てなければならない。

3 特定事業者は、公害防止統括者を選任したときは、その日から三十日以内に、主務省令で定めるところにより、その旨を当該特定工場の所在地を管轄する都道府県知事に届け出なければならない。公害防止統括者が死亡し、又はこれを解任したときも、同様とする。

(公害防止管理者の選任)

第四条 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、特定工場において次に掲げる業務を管理する者(以下「公害防止管理者」という。)を選任しなければならない。この場合において、第二条第一号又は第二号の特定工場にあつては、政令で定めるばい煙発生施設又は汚水等排出施設の区分ごとに、それぞれ公害防止管理者を選任しなければならない。

一 第二条第一号の特定工場にあつては、前条第一項第一号に掲げる業務のうち、使用する燃料又は原材料の検査、ばい煙の量の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

二 第二条第二号の特定工場にあつては、前条第一項第二号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査、排出水の汚染状態の測定の実施その他の主務省令で定める技術的事項

三 第二条第三号の特定工場にあつては、前条第一項第三号に掲げる業務のうち、騒音発生施設の配置の改善その他の主務省令で定める技術的事項

四 第二条第四号の特定工場にあつては、前条第一項第四号に掲げる業務のうち、使用する原材料の検査その他の主務省令で定める技術的事項

2 公害防止管理者は、政令で定めるところにより、第七條第一項第一号の資格を有する者のうちから選任しなければならない。

3 前條第三項の規定は、公害防止管理者について準用する。

(公害防止主任管理者の選任)

第五條 特定事業者は、当該特定工場が政令で定める要件に該当するものであるときは、主務省令で定めるところにより、前條第一項第一号及び第二号に規定する技術的事項について、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する者(以下「公害防止主任管理者」という。)を選任しなければならない。

2 公害防止主任管理者は、第七條第一項第二号の資格を有する者をもつて充てなければならない。

3 第三條第三項の規定は、公害防止主任管理者について準用する。

(代理者の選任)

第六條 特定事業者は、主務省令で定めるところにより、公害防止統括者、公害防止管理者又は公害防止主任管理者が旅行、疾病その他の事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう者(以下「代理者」という。)を選任しなければならない。

2 第三條第三項及び第四條第二項の規定は、公害防止管理者の代理者について準用し、第三條第三項及び前條第二項の規定は、公害防止主任管理者の代理者について準用する。

(公害防止管理者等の資格)

第七條 公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者の資格は、次に掲げるところとする。

一 公害防止管理者及びその代理者 政令で定める区分ごとに行なう公害防止管理者試験に合格した者その他当該区分ごとに政令で定める資格を有する者

二 公害防止主任管理者及びその代理者 公害

防止主任管理者試験に合格した者その他政令で定める資格を有する者

2 第十條第一項の規定による命令により解任され、その解任の日から二年を経過しない者は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者になることができない。

(国家試験)

第八條 公害防止管理者試験及び公害防止主任管理者試験(以下「国家試験」という。)は、大気の汚染、水質の汚濁又は騒音の防止に關して必要な知識及び技能について行なう。

2 国家試験は、毎年少なくとも一回、通商産業大臣が行なう。

3 国家試験を受けようとする者は、実費を勘案して政令で定める額の受験手数料を納付しなければならない。

4 国家試験の試験科目、受験手続その他国家試験の実施細目は、主務省令で定める。

(公害防止統括者の義務等)

第九條 公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者は、その職務を誠実に行なうなければならない。

2 特定工場の従業員は、公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者がその職務を行なううえで必要であると認めてする指示に従わなければならない。

(公害防止統括者等の解任命令)

第十條 都道府県知事は、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者が、この法律、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法又はこれらの法律に基づく命令の規定その他政令で定める法令の規定に違反したときは、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の解任を命ずることができる。

2 都道府県知事は、前項の規定による命令をし

ようとするときは、あらかじめ、特定事業者にその理由を通知し、弁明及び証拠の提出の機会を与えなければならない。

(報告及び検査)

第十一條 都道府県知事は、この法律の施行に必要な限度において、特定事業者に対し、公害防止統括者、公害防止管理者若しくは公害防止主任管理者又はこれらの代理者の職務の実施状況の報告を求め、又はその職員に、特定工場に立ち入り、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(国の指導等)

第十二條 国及び地方公共団体は、公害防止管理者又は公害防止主任管理者として必要な知識及び技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(経過措置)

第十三條 この法律の規定に基づき、政令を制定し、又は改廃する場合においては、その政令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罰則に關する経過措置を含む。)を定めることができる。

(事務の委任)

第十四條 この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、政令で定める市の長(第二條各号の政令で定める施設のうち騒音発生施設のみが設置されている特定工場に係る事務については、市町村長)に委任することができる。

(主務省令)

第十五條 この法律において主務省令は、第二條

の政令で定める業種に属する事業を所管する大臣の発する命令とする。

(罰則)

第十六條 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三條第一項、第四條第一項、第五條第一項又は第六條第一項の規定に違反した者

二 第十條第一項の規定による命令に違反した者

第十七條 次の各号の一に該当する者は、五万円以下の罰金に処する。

一 第三條第三項(第四條第三項、第五條第三項又は第六條第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第十一條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第十八條 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に關し、前二條の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本條の刑を科する。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。ただし、第三條から第六條までの規定は、公布の日から起算して一年三月を経過した日から施行する。

理 由

最近における公害の実情にかんがみ、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資するため、公害防止統括者等の制度を設ける必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○議長(船田中君) 委員長の報告を求めます。産業公害対策特別委員長小林信一君。

【報告書は本号末尾に掲載】

【小林信一君登壇】

○小林信一君 たいだいま議題となりました内閣提出、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案について、産業公害対策特別委員会における審査の経過並びに結果について御報告申し上げます。

本法律案は、産業公害の防止に万全を期するため、各種の規制措置の強化とともに、これに対応して、事業者による工場内の有効適切な公害防止体制を確立するため、工場における公害防止組織の整備をはかり、もって公害防止に資するため、所要の措置を講ずることを目的として提出されたものであります。

次に、そのおもな内容について申し上げます。

第一に、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設及び粉じん発生施設を設置する工場で政令で定める要件に該当する工場を、適用対象となる特定工場として規定することであり、

第二に、特定工場においては、事業者は、工場ごとに事業の実施を統括管理するいわゆる工場長を公害防止統括者として選任し、公害発生施設の使用方法的監視、公害防止施設の維持等、工場における公害防止に必要な業務の統括管理を行なわせなければならないこととし、政令で定める要件に該当する小規模の事業者については、選任義務を免除することとしております。

第三に、特定工場においては、事業者は、さらに公害防止管理者を公害発生施設の区分ごとに選任し、公害防止に関する技術的事項の管理を行なわせることとしております。

このほか、大規模なばい煙発生施設と汚水等排出施設の併置されている大工場については、公害防止統括者を補佐する公害防止主任管理者を選任させることとしております。

第四に、公害防止管理者及び公害防止主任管理者には、国家試験に合格した者その他政令で定め

る資格を有する者をもって充てなければならないこととし、国及び地方公共団体は、これが必要な知識、技能を習得させるため、指導その他の措置を講ずるよう努めるといたしております。

第五に、都道府県知事は、公害防止統括者等が公害関係諸法令に違反したときには、事業者に対し、これらの者の解任を命ずることができると等、所要の事項について規定をいたしております。

本法律案は、去る三月十九日本委員会に付託され、同月二十六日政府から提案理由の説明を聴取し、以後、慎重に審査を重ねてまいりましたが、その質疑の詳細は会議録に譲ることとしたします。

かくて、本日質疑を終了し、直ちに採決の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、公明党及び民社党、四党共同提案にかかる附帯決議を付するに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(船田中君) 採決いたしました。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(船田中君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

有線テレビジョン放送法案(内閣提出)の趣旨

説明

○議長(船田中君) 内閣提出、有線テレビジョン放送法案について趣旨の説明を求めます。郵政大臣井出一太郎君。

〔国務大臣井出一太郎君登壇〕

○国務大臣(井出一太郎君) 有線テレビジョン放

送法案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

最近各地において、同軸ケーブルを用いた有線電気通信設備により、有線テレビジョン放送を行なう事業が活発に計画されておりますが、有線テレビジョン放送は、国民の文化的日常生活にとつてきわめて有用なものとなりつつあり、また、その施設は、地域的独占の傾向におちいりやすいものであります。

このような事情にかんがみ、その施設の設置を許可制とすること等により、施設の設置及び業務の運営を適正ならしめることによつて、受信者の利益を保護するとともに、有線テレビジョン放送の健全な発達をはかるため、この際、有線テレビジョン放送法を制定しようとするものであります。

次に、法律案の要旨を御説明申し上げます。

まず、有線テレビジョン放送施設を設置して有線テレビジョン放送の業務を行なうとする者は、その施設の設置について、郵政大臣の許可を受けなければならないこととしております。

郵政大臣は、その施設計画の合理性、確実性、施設の技術基準の適合性、その他その施設をその地域に設置することの必要性等について、審査の上、許可することとしております。

次に、許可を受けた施設者は、有線放送業務を行なうとする者からその施設の使用の申し込みを受けたときは、原則として、これを承諾しなければならないものとし、また、この場合の使用条件は、郵政省令で定める基準に適合するものでなければならないこととしております。

次に、許可を受けた施設者は、郵政大臣が指定した受信障害発生区域内においては、その施設を設置する区域の所在する都道府県内にある放送局の行なうテレビジョン放送を、すべてそのまゝ同時再送信しなければならないこととしております。

次に、このような義務としての再送信を行なう

施設者は、その再送信の料金その他の役務の提供条件に関する契約約款について、郵政大臣の認可を受けなければならないこととしております。

次に、郵政大臣は、施設の運用、または義務としての再送信の業務の運営が適正でないために、受信者の利益を阻害していると認めるときは、施設者に対し、一定事項について改善を命ずることができるとすること、その他業務の届け出、自主的に放送番組の適正をはかるための番組審議機関の設置等について、所要の規定を設け、施設の運用及び業務の運営の適正をはかることとしております。

最後に、この法律の施行期日は、この法律の公布後六カ月を経過した日といたしております。

以上が有線テレビジョン放送法案の趣旨でございます。(拍手)

有線テレビジョン放送法案(内閣提出)の趣旨

説明に対する質疑

○議長(船田中君) たいだいまの趣旨の説明に対し質疑の通告があります。これを許します。米田東吾君。

〔米田東吾君登壇〕

○米田東吾君 私は、日本社会党を代表して、たいだいま趣旨説明のありました有線テレビジョン放送法案に対し、言論の自由と情報の公共性を守る立場から、佐藤総理並びに関係大臣に対し質問をいたしたいと存じます。

近時、情報化社会の進展は目ざましいものがあります。それは、社会、文化の発展と技術革新の相互関連において情報量を増大し、コンピュータ時代はさらに現代の社会、経済の全般において一そう情報化を促進しているのではありません。この新しい情報分野は、資本主義経済における今日の条件のもとで、さらにますます複雑多様に発展するであらう。

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 有線テレビジョン放送法案の趣旨説明に対する米田東吾君の質疑

八一六

御承知のように、今日CATVは、単に難視聴テレビの救済という当初の目的を越えて、自主放送、情報提供サービスとして脚光を浴び、コンピュータとの結合により、情報処理など、機能的に飛躍的な期待が寄せられているところであります。

これに対し、国民の側には、最近、不安と警戒の空気が強まっているのであります。それは、一体この近代情報機能はだれのためにあるのか、国民の利益、公共の福祉が犠牲にされるようなことはないのかとする不安であります。

われわれ社会党は、すでに情報基本法の制定の急務について、本議場で訴えてまいりました。その一つは、情報の平和的利用、国民生活優先、二つには、情報の社会性の維持、民主的管理による人間疎外の克服、三つには、プライバシーの保護、基本的人権の保障の三点を保証する情報基本政策の確立であります。

私は、CATV法案が単独立法として提案されるにあたり、ますます政府の基本政策確立の急務であることを痛感いたすものであります。政府は、情報基本法の制定をいつまでさぼっているものでありましょうか。すでに御承知のように、情報システムの大資本、大企業占有の動きが強まっています。また、自主放送を主体とした企業が、東京をはじめ、各地に活発な動きをしております。いまこそ情報政策、放送政策の両面から、基本法制定が国民の大きな要求となっているのであります。

す。佐藤総理大臣は、決断すべきだと思います。私は、総理が国としての情報化のビジョンを国民に示す責任があることを指摘し、情報基本法制定について答弁を求めるものであります。

第二は、郵政大臣にお伺いいたします。

あなたは、放送行政については、テレビについてはUHF、ラジオについてはFMに主力を置き、県域放送を強化する、民放については、放送電力と電波の不足を理由にローカル化したい、と言っておられるのであります。そこで問題となるのは、CATVによって、これとNHK、民放の競合が激化してくると思っております。あなたはその場合、どう処理されるのでありましょうか。これはわが国の放送事業の基本にかかわる問題であります。私は、郵政大臣の考えを明らかにされたいと思っております。

次に、この法案の持つ二、三の問題点についてお聞きしたいと存じます。

CATVは、アメリカが先進国だとされているのでございますが、そこで幾つかの問題がすでに起きております。

アメリカでは全テレビ世帯五千八百万、そのうちCATVはまだ五％で、三百万世帯の利用にすぎないとされておるのでありますが、しかし、いま議会、法務省、FCCに強力な対策が要求されておるのであります。それは、一、無線テレビのカバレッジの侵食と既存の放送局との市場競争をどうするか。二、ケーブルシステムに対する支配

と所有並びに全国的多数所有から生ずるトラブルの解決などがあげられておるのであります。これは当然わが国においても問題となるのであります。大臣はいかなる具体策をもって対処されるのでありましょうか、お伺いしたいと思っております。

さらに、地域独占についての問題であります。

先進国ではCATVについては地域複占を規制しております。しかし、それでもなお一つの会社によってその地域の家庭のチャンネルをコントロールし、世論づくりができる指摘されているのであります。わが国においては、これらについての基本政策がない今日、地域複占を先行させることは重大だと思っております。いかがでございますでしょうか。すなわち、CATVのシステムとして地域複占はやむを得ないいたしましたとしても、これを管理する機関が問題だと思っております。政府の管理社会推進の一翼にならないためにも、この際、地域住民または視聴者が参加し得る民主的な運営体制を確立して、国民の情報選択の自由が守られるよう措置すべきであると思っております。いかがでございますでしょうか、御答弁を求める次第であります。

最後に、言論統制についての問題であります。この法案の要綱が発表されるや、国民の重大関心は言論統制についてでありました。

すなわち、法案では、一、許可、認可、届け出にあたって、行政の裁量権が大きいことについて

の不安があります。二、立ち入り検査の乱用のおそれがあることについての不安があります。三、放送法準用と番組チェックなどにより、言論の自由と表現の自由が侵されるのではないかとする不安があります。四、その他、行政指導の名による権力介入の不安があります。五、政令、省令事項のあいまいさとそれが多いことなど、これを見て国民の疑問と不安をかり立てるものばかりであります。

すなわち、これらはCATVの目的をはっきり規定せず、難視聴対策法が主体なのか、放送事業の一般法なのか、いずれも不完全であまりであることとあわせて、要するに情報基本法がないまま、権力による行政チェックだけを強めて単独法として見切り発車させた法案であるからでありますが、基本的には佐藤内閣の反動性の強い政治姿勢が問題だと思っております。

現在、民放に対する政府の介入や圧力は目に余るものがあります。NHKが国営放送的な感じを国民に与えていることも問題であります。また、言論統制をねらった放送法の改悪が常にうわさされていることなども関連いたしまして、国民は言論の自由、表現の自由を侵す権力支配を強く警戒しているからにはかなりません。

私は、郵政大臣から、これら国民の不安と疑問に対し、担当大臣として、具体的な所信を明確に示されるときにも、総理大臣みずから言論の自由を保障することを、はっきり国民に約束されたい

と思うのであります。

以上、私はこの法案の基本的な問題点について質問いたしました。政府の誠意ある答弁を強く求めて、質問を終わるものであります。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤栄作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤栄作君) お答えをいたします。

まず、情報基本法を策定せよとの御提案でありましたが、私も情報処理問題の重要性にかんがみ、いずれ基本法を制定せねばならぬものと考えております。ただ、情報処理はわが国におきましては全く新しい分野であり、かつきわめて広範な問題を含んでいる問題でありますので、なお十分検討を要すべき段階にあるものと考えます。各方面の意見をも十分伺った上で、この問題に本格的に取り組む所存であります。

なお、米田君は、情報機能が一部の者に壟断されつつあるとの御発言でありましたが、私はさようには思いません。私は、言論の自由、これがわが国ほど自由満ちた国は世界でも例を見ないのではないかとすら見ております。(拍手) 一部に偏向した言論報道があるとすれば、それは直ちに国民の良識によってきびしく批判されることでありましょ。私は国民を信頼し、国民の言論を自由に開花させるのが新しい情報時代のあり方であると信ずるものであります。(拍手)

本日提案いたしました有線テレビ法につきましても、一部には、言論統制のおそれがあると懸念

される向きもありますが、さようなおそれは全くありません。有線テレビは、新しい大量情報伝達の手段として、急速に地域社会の生活に根をおろしつつありますが、これを健全で自由な情報産業として発達させるとともに、有線テレビの利用者と公共の利益を守るため、本法を立法したものであります。

繰り返し申し上げますが、この法律によって、有線テレビの言論の自由、表現の自由を侵害するようないことは絶対にあり得ない。またあつてはならない、かように政府は考えておりますので、このことをはつきり申し上げて答弁いたします。

(拍手)

〔国務大臣井出一太郎君登壇〕

○国務大臣(井出一太郎君) 米田さんにお答えを申し上げます。

私に御指名になりました点はおおよそ四点ぐらゐに集約されておると思ひます。

まず最初に、CATVが現在の放送秩序の中で、従来の無線放送といふいろいろ競合とか混線とか、そういうふうなことが懸念ないかという趣旨でありました。

御承知のように、わが国の放送は、全国的には一つはNHKという公共放送機関、さらに一般の民間放送、この二本立てになつておることは御案内のとおりでございますが、この両者間並びに各民放同士の間で互いに切磋琢磨することによつてその特徴を發揮する、これが今日の日本の放送の

非常な発展を遂げましたゆえんのものであらうと思ふのであります。

そこで今回有線テレビが出てまいるわけでありましたが、これは従来の電波媒体と密接不離な関係のあることは、いま御指摘のありましたとおりであります。特にテレビジョン放送の再送信のみならず、豊富なチャンネルを利用することによつて、各種の自主放送が可能になるわけでございますから、ますます一般国民は豊富な情報なり放送なりに接することができるようになります。しかし、有線と無線の間には、これは御承知のように大きな相違がございますから、この無線のテレビ放送の一つの特徴といふのは、比類ない拡散性を持つておる、非常に効果的に広い地域を対象とするわけでありまして、今回の有線テレビジョンは、ケーブルの到達し得る範囲ということに限定されますから、まあ一都市あるいはその都市の一部、こういうふうなことになるので、その間に特別の、混線とか秩序が乱れるとか、そういうことは万あるまい。むしろ機能的にお互い特徴のある部分を發揮し合ひまして、そして適正な競争が行なわれます限りにおきましては、豊かな情報を提供し、この情報化時代における国民文化の向上に資すべき大きな貢献をするものであらう、こう考えるわけでございます。

それからまた第二点は、アメリカの例をお引きになつて、おおよそ内容としては二通りの御質問があつたわけでございます。

そこで、CATVによる無線テレビのカバレッジの侵食等、既存の放送局との市場競争の問題にお触れになつたわけでありまして、わが国の民放テレビ局では、米国のように完全なネットワークをとつてはおりません。また、地方におきましてUHFの新局が生まれましても、これは広域圏内を除いては番組供給源はかなり豊富なものがあるのでございまして、新局の経営基盤といふものは私はかなり強化してきておると思ふのでございまして、CATVの方式による有線テレビが誕生をいたしましたも、民放局に対して特に影響を大きく与えるといふような、米国のような深刻な問題には日本では相ならない、こう考えておるわけでありまして。

次に、有線テレビ放送に関する支配と所有の問題にお触れになりましたが、有線テレビ放送につきましては、それが現在のところテレビ放送の普及という面からの補充的な存在であるという性格が現状においては非常に濃厚である。したがって、現時点で直ちに放送局の免許の場合と同じような方針をとるといふのは、私は若干問題があらう、こう考えておりますが、しかし御指摘もありましたので、これをさらに今後十分に検討してまいりたい、こう考えております。

その次に、第三点といたしまして、地域独占の問題を御指摘になつたわけでありまして、有線テレビジョン放送施設は、その本質から申しまして地域独占におちいりやすい性格を持つておる。

昭和四十六年四月二十八日 衆議院会議録第二十五号

有線テレビジョン放送法案の趣旨説明に対する米田東吾君の質疑 寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制 に関する法律案についての辻原弘市君の趣旨説明

八一八

これはもう御承知のとおりでございます。とりわけ施設の線路として用いられる同軸ケーブルは、テレビジョン放送に換算しまして約二十チャンネルぐらい放送伝達が可能でございます。したがって、御指摘のように、この施設の設置者は施設の独占を通じて地域における大衆情報手段を独占的に掌握するという問題は確かに生ずると思うのであります。そこで、この法案においては施設の設置を許可制にする。これは施設でございます。事業ではありません。それはまさにこの大衆情報手段の独占のたまたま弊害を、施設を許可することによって排除をしていきたい、こういう考え方に基いております。一つのものが大衆情報を独占するという弊害を除去するためには、御指摘のような地域住民が自主的に糾合しまして運営機関をつくるというふうなのも一つの方法であらうか、こう思っております。しかし、現在有線テレビジョン放送施設及び業務の実態並びに一般の需要動向等から見ますときには、現時点では必ずしもこれらの問題がすぐさま現実的ではないと私は思います。そこで施設者は、他の有線放送事業者から施設使用の申し込みがあったときには、これは義務的にその施設を使用させなければならない、こういう規定をいたしまして、積極的に情報提供主体としての多様化の方向をはかる、これである程度チェックできるものであらうと思っております。

また、テレビジョン放送の同時再送信のみを行なう場合を除いて、自主放送をやります場合には、これはちょうど放送事業者と同じような放送番組審議機関を設置させる、こういう仕組みを考へておるわけでございます。これも大体たいてい御指摘の線に沿うものである、こう考へておるような次第でございます。

さらに、総理に御質問になり、大体総理からお答えになりましたので、言論自由云々の問題は私からは申し上げませんが、一つ、あまりにも許可、認可が多いのではないかと、そういうふうな御指摘があったわけでございます。これはやはり一つの放送秩序とでも申しましょうか、こういう点から考へて、これはまさに新しい分野でありますから、そのスタートにおいてあまり混乱があるというふうなことでは相ならぬというふうな意味から配慮をしたわけでございます。米田さんのおっしゃるように、これが何か非常な反動立法だというきめつけ方をなされましたが、私も、それは、むしろ時代を先取りした進歩的な立法である、こう考へておるわけでございます。

(拍手)
○議長(船田中君) これにて質疑は終了いたしました。

寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案(辻原弘市君外十名提出)

の趣旨説明

○議長(船田中君) 辻原弘市君外十名提出、寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案について、趣旨の説明を求めます。提出者辻原弘市君。

〔辻原弘市君登壇〕

○辻原弘市君 寡占事業者の供給する寡占商品の価格等の規制に関する法律案につきまして、日本社会党、公明党、民社党の三党を代表して、その提案の理由を申し上げます。

とどまることを知らない物価の高騰は、ますます国民生活に大きな圧迫を加え、わが国経済の基盤をゆすぶっていることはまことに重大と申さなければなりません。いまこそ効果ある具体策を超党派の立場で実行することがわれわれに課せられた使命であり、また急務なりと信ずるのであります。

従来、物価対策について、政府においても幾つかの試みを行なっておりますが、残念ながらその実効はきわめて薄いと申さなければなりません。特に、いわゆる管理価格の打破が物価対策上大きなウェイトを占めていることが指摘されながらも、これにあえてメスを入れなかったことは、怠慢のそしりを免れません。

高度成長下における寡占化傾向、そして寡占事業者の市場占有に伴う当該製品の価格の固定化とその上昇は、ますます物価騰貴の大きな要因となりつつあります。技術の進歩や設備の近代化に伴

る大量供給態勢は、コストダウン、続いて販売価格の低下があつてしかるべきにかかわらず、不急のモデルチェンジあるいは販売促進を名目とする諸経費等を隠れみのとし、かえって価格は年々上昇しているというのが実情であります。このような現状をそのままに放置することは、国民生活擁護の見地から断じて許してはならないのであります。(拍手)

したがって、その要因除去のため、寡占事業者を規制する方策については、あらゆる角度から検討されなければなりません。

直接的には価格統制あるいは企業の公有化、細分化などの強い措置も考えられますが、われわれ三党は、当面この直接的方法をとらず実質的效果をあげ得るとの確信のもとに、次のような現実策をとらうとするものであります。

すなわち、メーカーの不当な価格による取引の規制、過大な広告費、交際費の規制、これに違反するメーカーに対する公正取引委員会による必要な措置をとるべきことの勧告、さらにこの勧告に従わない場合の原価などの公表制度がそれでありす。

以下、順次、法案の概要を御説明申し上げます。

第一は、寡占事業者は、その生産し販売する寡占商品の価格を不当な価格にしてはならないという規制であります。

不当な価格とはどの程度であるかにつきまして

は、公取委の判断にまかせたわけでありませんが、当該事業者の商品の価格構成と他のメーカーの蔵出し価格及びその価格構成との比較、あるいは輸出価格と国内価格並びに国際価格との比較等を勘案してきめられるべきものと考えております。

第二は、寡占事業者の寡占商品にかかる広告費と交際費の規制であります。

広告費と交際費は、その内容から見ますと、狭義の製造原価に入れるべき性質のものではなく、市場開拓、販売促進を目的とする経費であつて、競争を助長するためには効果的な手段ではありましようが、反面、それらの費用はすべて販売原価に組み入れられ、一般消費者へはね返つてまいりますので、過度の支出を規制しようというのであります。どの程度の支出が妥当なりやいなやにつきましましては、公正取引委員会規則で定めることといたしました。

第三は、以上申し上げました二点に違反をした事業者に対しては、公取委による必要な措置の勧告を行ふこととした点であります。さらに、この勧告に従わなかった場合には、その寡占商品の蔵出し価格など、必要に応じ原価をも公表することとしたのであります。これらの違反に対して、罰則をもつて強制するという方法をとらず、あえて勧告、原価などの公表という方法をとりましたのは、真実を一般消費者に知らせることにより良識による国民世論を盛り上げ、それによつてメーカーの自主的な措置を期待せんがためであります。なお、公表する場合には、メーカー

に弁明の機会を与えるなど、公正な運用を期しております。

第四は、寡占商品、寡占事業者の定義についてであります。

一般にいわれている管理価格の定義については、独占禁止懇話会などでも種々検討されているようではありますが、いまだその定説がなく、したがつて、われわれも慎重な態度で臨み、管理価格を形成する少数の事業者が当該市場を占有しているという実態に着目し、一つの商品について三年間平均の市場占有率が上位三社で六〇%、上位十社で九〇%以上であるものを寡占商品とし、この商品を一〇%以上供給しているメーカーを寡占事業者として本法の適用とし、あえて定義の定めがたい管理価格ということばを避け、実質をもつてこの法律の規制対象とした次第であります。

次に、どのような物品が寡占商品に該当するかは、公取委の実態調査にまたなければなりません。一応想定いたしますならば、粉乳、バター、マヨネーズ、ビール、ウイスキー、合洗剤、フィルム、時計、ピアノ、カラーテレビ、冷蔵庫、タイヤ、乗用車などの一般消費財的なもの、また板ガラス、アルミ板、合成ゴム、パルプ、新聞用紙などの原材料的なものなど二百品目前後となる見込みであります。

第五は、寡占商品と寡占事業者の公示と調査についてであります。

これらは商品の供給量の割合できめました関係

上、全商品の供給量の実態を把握しませんがその割合がわかりませんので、毎年公取は、寡占商品に該当するかどうか、寡占事業者に該当するかどうかを調査し、その結果を毎年一回定期に官報で公示することといたしました。これにより各メーカーは、本法による寡占事業者であるかどうかを知ることができるようになっております。

第六は、寡占事業者の価格並びに原価に占める広告費及び交際費の割合の届け出制度であります。

第七は、この法律の所管を公正取引委員会としたこととあります。このことは、あえて新しい行政機関を設置するという煩を避け、公取委の権限を強化し、必要な職員増員によつて行ない得ると判断いたしましたからであります。

そのほか、調査の場合の報告、違反事実のあった場合の立ち入り検査など、所要の規定を設けました。

なお、施行につきましては、調査などの規定は公布の日から一カ月後に、この法律の主要部分の規定は、調査の関係上、公布後一カ年内において、政令で定める日から施行することといたしました。

以上が本法律案の提案の理由及び概要であります。

何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことをお願い申し上げて、提案理由を終わります。(拍手)

○議長(船田中君) 本日は、これにて散会いたします。

午後二時五十六分散会

出席国務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
法務大臣 植木庚子郎君
通商産業大臣 福田 赳夫君
時代理 国務大臣 坂田 道太君
文部大臣 橋本登美三郎君
運輸大臣 井出一太郎君
郵政大臣 荒木萬壽夫君
国務大臣 山中 貞則君

出席政府委員

郵政省電波監理局長 藤木 栄君

○朗読を省略した議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、昨二十七日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院を通知した。

建設省設置法の一部を改正する法律

(議員死去)
一、さきに永年在職議員として院議表彰された大阪府第五区選出議員西村榮一君は、昨二十七日死去された。

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 朗読を省略した議長の報告 議案に関する報告書

(理事補欠選任)

一、昨二十七日、法務委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

理事 羽田野忠文君(理事鍛冶良作君昨二十七日理事辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

川崎 寛治君

大原 亨君

地方行政委員

辞任

山本 幸一君

細谷 治嘉君

外務委員

辞任

豊 永光君

長谷川 峻君

大蔵委員

辞任

田村 元君

西村 榮一君

渡部 恒三君

社会労働委員

辞任

蔵内 修治君

商工委員

辞任

増岡 博之君

運輸委員

辞任

井野 正揮君

和田 春生君

川崎 寛治君

西村 榮一君

通信委員

辞任

木村 武雄君

予算委員

辞任

細谷 治嘉君

山本 幸一君

決算委員

辞任

伊藤卯四郎君

(常任委員死去)

一、昨二十七日、決算委員西村榮一君は死去された。

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十七日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

産業公害対策特別委員

辞任

米原 昶君

谷口善太郎君

(議案付託)

一、昨二十七日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

国家行政組織法の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

(議案送付)

一、昨二十七日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

漁港法の一部を改正する法律案

海洋水産資源開発促進法案

悪臭防止法案

公衆電気通信法の一部を改正する法律案

コンテナに関する通関条約及び国際道路運送手帳による担保の下で行なう貨物の国際運送に関する通関条約(TIR条約)の実施に伴う関税法等の特例に関する法律案

(議案通知)

一、昨二十七日、次の内閣提出案(参議院回付)に対する参議院の修正に同意した旨参議院に通知した。

(回付議案受領)

建設省設置法の一部を改正する法律案

一、今二十八日、参議院から回付された内閣提出案は次のとおりである。

(回付議案受領)

文化功労者年金法の一部を改正する法律案

運輸省設置法の一部を改正する法律案

沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の要旨及び目的

一

本土と沖縄の一体化施策の一環として、第六十一回国会において沖縄における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法が制定されたが、本案は、その際、措置しなかつた免許資格のうち、通関士等の免許資格を付与するため、所要の改正を行なうとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 通関業法に関する特例

(1) 沖縄の税関貨物取扱人に関する法令の規定による税関貨物取扱人となる資格を有する者で、大蔵省令で定める講習の課程を終了したものは、本邦の通関士試験に合格した者とみなすものとする。

(2) 通関業法第二十四条の規定による通関士試験の試験科目の免除については、沖縄の税関貨物取扱人の業務又は沖縄の行政機関における本土の関税に相当する税その他通関に関する事務に従事した期間は、同条に規定する通関業者の通関業務又は官庁における関税その他通関に関する事務に従事した期間とみなすものとする。

2 測量法に関する特例

選考により沖繩の測量に関する法令の規定による測量士又は測量士補の免許を受けることが認められた者で、国土地理院長が行なう講習の課程を修了したものは、それぞれ本邦の測量士試験又は測量士補試験に合格した者とみなすものとする。

なお、この法律は公布の日から施行することとしている。

二 議案の可決理由

本土と沖繩の一体化に資するため、沖繩の税関貨物取扱人となる資格を有する者及び選考により沖繩の測量士又は測量士補の免許を受けることが認められた者にそれぞれ本邦の免許資格を付与するための措置等を講じようとする本案の趣旨は、妥当と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年四月二十七日

沖繩及び北方問題に
関する特別委員長 池田 清志

衆議院議長 船田 中殿

許可、認可等の整理に関する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、行政の簡素化及び合理化を図るため、さきに政府の決定した行政改革三箇年計画による許可及び報告等整理計画に基づき、合

計七〇（関係法律三〇）の許可、認可等の整理を行なおうとするものである。

1 許可、認可等による規制を継続する必要性が認められないものについては、これを廃止すること。（これにより廃止されるもの二二）

2 規制の方法又は手続を簡素化することが適当と認められるものについては、規制を緩和すること。（これにより規制が緩和されるもの三二）

3 下部機関等において迅速かつ能率的に処理することが適当なものについては、処分権限を地方支分部局の長等に委譲すること。（これにより権限が委譲されるもの一五）

4 統一的に処理することを要するものについては、これを統合すること。（これにより統合されるもの一）

二 議案の可決理由

本案は、行政の簡素化及び合理化を推進するため、妥当な措置と認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

昭和四十六年四月二十七日

内閣委員長 天野 公義

衆議院議長 船田 中殿

道路交通法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

最近における道路交通の实情にかんがみ、交通事故を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、および道路の交通に起因する障害の防止に資するため、歩行者の通行の安全を図り、都市交通対策を推進するための規定を整備し、その他交通方法に関する規定を合理化する等交通管理のための規定を整備するとともに、交通方法に関する教則の作成および運転者等に対する講習について規定する等運転者管理のための規定を整備しようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 交通管理のための規定の整備

1 歩行者の通行の安全確保のための規定の整備

車両の通行規制による歩行者用道路に關し、歩行者の通行方法の特例、やむをえない理由があるため特に通行が認められる車両の特別の注意義務等について規定を設けること、道路標示によつて車道と路側帯とを分離することができることとし、一定の路側帯を歩道と同様に取扱い、歩行者の側方を通過する車両および横断歩道に接近する車両等の運転者の注意義務を強化する。

2 都市交通対策の推進のための規定の整備

都市における交通の混雑に対処するため、広域通行制限の根拠およびその手続について規定を整備すること、駐車時間の制

限の実効を確保するためのパーキング・メーターについて規定を設ける等駐車対策を強化すること、公共輸送機関の優先を確保するため路線バス等優先通行帯を設けることができるものとする。

3 その他の交通方法等に関する規定の整備

多車線道路における通行区分、道路外に出る場合の方法、交差点における優先関係等の通行方法に関する規定を合理化し、急ブレーキの禁止、みだりに進路を変更することの禁止、混雑交差点への進入禁止等、交通の安全と円滑を図るための規制を強化するとともに、道路標識および道路標示の活用を図るための規定を整備する。

また、警察署長に短期間の駐車禁止等の交通の規制を委任することができることとする、道路管理者との権限の調整を図ること等交通規制権限に関する規定を整備する。

4 交通方法等に関する規定の体系の整備

交通方法に関する規定の理解を容易にするため、歩行者および運転者の遵守義務に關する規定と都道府県公安委員会の交通規制権限に関する規定とを分離して規定する。

(二) 運転者管理のための規定の整備

1 運転者等に対する講習についての規定の整備

運転免許証の更新を受けようとする者の講習を受けるようにつとめる義務および指定自動車教習所の技能指導員等に対する講習について新たに規定を設ける。	内政令で定める日から施行するものとして、運転免許証の更新の際の講習、運転免許試験の内容の変更等に関する規定は、昭和四十七年四月一日から施行することとしている。	交通安全施設等の整備のため、交通安全施設等整備事業五カ年計画について十分な財源措置を講ずるとともに、交通情勢の変化に即応して、信号機や標識等の増設、とくに交通管制センターの拡大充実はかかるよう努めること。	律關係を明確にするともに、關係者間の利害を調整する等の措置を講じ、もつて根抵当取引の円滑化および合理化を図ろうとするものである。その主たる内容は次のとおりである。
2 正しい交通知識の徹底を図るための規定の整備 道路を通行する者に正しい交通方法を理解させるため国家公安委員会が交通の方法に関する教則を作成し、運転免許試験もこれに基づいて実施する。	二 議案の可決理由 現下の交通事故激増の深刻な事態に対処し、人命を尊重し、交通事故の防止をはかり、その他交通の安全と円滑をはかるようとする本案の趣旨は妥当と認め、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。	二 現下の交通事情にかんがみ、運転免許資格の要件を厳格にするとともに、初心運転者の教育水準の向上をはかるため、路上練習、路上試験の実施に努めること。	1 根抵当権は、設定行為をもつて定めるところにより、債務者との一定の種類の取引によつて生ずる債権等一定の範囲に属する不特定の債権を極度額の限度において担保するものとし、
3 運転免許に関する規定の整備 外国免許をもっている者の国内免許試験の免除、大型免許の受験資格等について規定を整備する。	三 指定自動車教習所の教習内容の充実はかかるとともに、技能指導員等の資格の水準を全国的に整備統一するよう努めること。	三 指定自動車教習所の教習内容の充実はかかるとともに、技能指導員等の資格の水準を全国的に整備統一するよう努めること。	また、元本の確定前においては、根抵当権の担保すべき債権の範囲または債務者を変更することができるとすること。
4 事業所における安全運転管理の強化のための規定の整備 安全運転管理者の処理すべき事項を明確にし、これらの事項を処理するため必要な権限について規定するとともに、安全運転管理者に対する講習について規定を設ける。	昭和四十六年四月二十八日 衆議院議長 船田 中殿 地方行政委員長 菅 太郎 〔別紙〕 道路交通法の一部を改正する法律案に対する附帯決議 政府は、現下の交通事故激増の深刻な事態に対処し、人命を尊重し、交通事故防止の徹底を期するため、左の諸点についてその対策に遺憾なきを	四 交通安全施設の整備および交通規制の実施にあつては、民間経験者ならびに地域住民の意見が十分に反映されるよう配慮すること。 右決議する。 民法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書 一 議案の要旨及び目的 本案は、経済取引において広く利用されている根抵当に関する規定を民法に新設し、その法	2 根抵当権者は、確定した元本および利息損害金等の全部について、極度額を限度として、優先弁済を受けるものとする。 3 根抵当権については、元本の確定すべき期日を定め、またはその変更をすることができるとすること。ただし、その期日は、その定めまたは変更をした日から五年以内の日で
(三) 本法の施行 公布の日から起算して六月をこえない範囲			

なければならないものとする。

4 元本の確定前において、担保すべき債権が移転しても、根抵当権は随伴して移転しないものとし、担保すべき債権の引受けがあつたときは、根抵当権者は、新債務者の債務については、根抵当権を行なうことができないものとする。

5 根抵当権者または債務者について相続が開したときは、関係当事者の合意により、根抵当関係を承継すべき相続人を定めることができ、相続開始後六カ月以内に合意の登記をしないときは、担保すべき元本は、相続開始の時において確定するものとする。

6 根抵当権者または債務者について合併があつたときは、根抵当関係は、当然に、合併後の法人に承継され、その場合、根抵当権設定者は、一定の期間内に、元本確定の請求をすることができるものとする。

7 元本の確定前においては、根抵当権者は、根抵当権設定者の承諾を得て、その根抵当権を譲渡または一部譲渡をすることができるものとする。

一部譲渡等により根抵当権の共有状態が生

じたときは、共有者は、元本確定前に別段の定めをしない限り、それぞれの債権額の割合に応じて優先弁済を受けるものとし、また、元本確定前においては、転抵当を除き順位の譲渡、放棄等の処分はできないものとする。

8 共同根抵当に関する規定は、根抵当権の設定と同時に、数個の不動産の上に根抵当権が同一の債権を担保する旨の登記をした場合に限りて適用するものとし、その登記がないとき、根抵当権者は、各不動産の代価につき各極度額に至るまで、優先権を行なうことができるものとする。

9 根抵当権の担保すべき元本は、取引の終了の時、根抵当権者が抵当不動産について差押えがあつたことを知つた時から二週間を経過した時等に確定するものとする。

10 根抵当権設定者は、元本の確定すべき期日の定めがある場合を除き、設定後三年を経過したとき元本の確定を請求することができるものとし、元本確定後においては、現存債務額と以後二年間に生ずべき利息損害金等とを加えた額に極度額を減額すべきことを請求す

ることができるものとし、また、物上保証人、抵当不動産の第三取得者等は、元本確定後において現存債務額が極度額をこえているときは、その極度額に相当する金額の払渡しまたは供託をして、根抵当権の消滅を請求することができるものとする。

11 同一の不動産の上にある数個の根抵当権の順位は、各根抵当権者の合意により変更することができるものとする。

12 以上の改正に伴う必要な経過措置を定めるとともに、民事訴訟法、競売法、不動産登記法、担保附社債信託法、鉄道抵当法、銀行等ノ事務ノ簡素化ニ関スル法律、地方税法、自動車抵当法、航空機抵当法、建設機械抵当法、企業担保法、国税徴収法、国税通則法および登録免許税法に所要の改正を加えること。

二 議案の可決理由

根抵当が、経済取引において、重要な機能を営んでいる実情にかんがみ、本案は、根抵当権の意義及び効力並びに根抵当権の譲渡その他の処分、共同根抵当等根抵当権に関する法律関係を明確にすることにより、根抵当取引の円滑化

及び合理化を図る等の措置を講じようとするものであり、きわめて妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。
右報告する。

昭和四十六年四月二十八日

法務委員長 高橋 英吉

衆議院議長 船田 中殿

特定工場における公害防止組織の整備に関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は最近における公害の実情にかんがみ、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害の防止に資するため、公害防止統括者等の制度を設けようとするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

(一) 特定工場

本案の適用対象となる特定工場は、ばい煙発生施設、汚水等排出施設、騒音発生施設又は粉じん発生施設(以下「公害発生施設」という。)を設置する工場で政令で定める要件に該当するものとする。

(二) 公害防止統括者

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号 議案に關する報告書

八二四

特定工場を設置している特定事業者は、特定工場における事業の実施を統括管理する者を公害防止統括者として選任し、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

公害防止統括者は、公害発生施設の使用の方法の監視ならびにばい煙処理施設および汚水処理施設の維持および使用に關すること、ばい煙量等の測定および記録に關すること等特定工場における公害防止に關する業務を統括管理するものとする。

なお、政令で定める要件に該當する小規模の事業者については、公害防止統括者の選任義務を免除するものとする。

(三) 公害防止管理者

特定事業者は、公害発生施設において使用する燃料または原材料の検査、ばい煙量等の測定の実施等公害防止に關する技術的事項を管理させるため、主務省令で定めるところにより、公害防止管理者を選任し、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

公害防止管理者は、公害発生施設の政令で定める区分ごとにおくものとする。

四 公害防止主任管理者

特定事業者は、大規模なばい煙発生施設および汚水等排出施設が併置されている工場の場合には、公害防止統括者を補佐し、公害防止管理者を指揮する公害防止主任管理者を選任し、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(四) 代理人

特定事業者は、公害防止統括者、公害防止管理者、公害防止主任管理者(以下「公害防止統括者等」という)が事故によつてその職務を行なうことができない場合にその職務を行なう代理人を選任し、都道府県知事に届け出なければならないものとする。

(四) 公害防止管理者等の資格

公害防止管理者、公害防止主任管理者およびこれらの代理人は、国家試験に合格した者または政令で定める資格を有する者でなければならないものとする。

(四) 公害防止統括者等の義務等

イ 公害防止統括者等およびその代理人は、

その職務を誠実に行なわなければならないものとする。

ロ 従業員は、公害防止統括者等およびその代理人の指示に従わなければならないものとする。

(四) 公害防止統括者等の解任命令

都道府県知事は、公害防止統括者等またはその代理人が公害関係の法律の規定に違反したときは、特定事業者に対し、これらの者の解任を命ずることができるものとする。

(四) 指導等

国および地方公共団体は、公害防止管理者または公害防止主任管理者として必要な知識および技能を習得させるため必要な指導その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(四) 事務の委任

この法律の規定により都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、市町村長に委任することができるものとする。

(四) その他

報告および検査、経過措置、罰則、施行期

日等について所要の規定を設けるものとする。

二 議案の可決理由

最近における公害の実情にかんがみ、特定工場における公害防止組織の整備を図り、公害防止統括者等の制度を設けることは必要な措置と認める。よつて、本案は、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対して別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十六年四月二十八日

産業公害対策特別委員長 小林 信一

衆議院議長 船田 中殿

〔別紙〕

特定工場における公害防止組織の整備に關する法律案に対する附帯決議

政府は本法施行にあたり特に次の諸点につき適切な措置を講ずべきである。

一 事業者が公害防止組織の形式的整備をもつてことたりとすることなく、公害防止施設の設置等を積極的に進めよう強力に指導するとともに、公害を発生させた場合に、その責任を公

害防止管理者等の実務担当者にのみ転嫁することのないよう監督指導すること。

二 公害防止管理者等の人員数を確保する一方、その知識及び技能を極力高い水準に保つよう努力すること。これがため、公害防止管理者等の養成訓練に努め、なお、これを行なう地方公共団体等に対する助成を十分考慮すること。

三 企業内における公害防止体制の整備のほか、地域ぐるみあるいは業界ぐるみの事業者間協力の推進を容易ならしめるため、制度の整備、指導及び助成措置の充実等を図ること。

四 悪臭などによる公害についても本法を適用する方向の制度改善に關し早急に検討を進めると。

右決議する。

昭和四十六年四月二十八日 衆議院會議録第二十五号

八二六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

発行所
東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大代)